

ラオス投資ガイドブック 2016

(2016年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が現地法律事務所 JBL Mekong (lao) Sole Co.,Ltd.と共同で作成し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびJBL Mekong (lao) Sole Co.,Ltd.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびJBL Mekong (lao) Sole Co.,Ltd.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所
E-mail：LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1章 進出形態の選択	1
1 投資奨励法上の投資形態	1
(1) 一般事業	1
(2) コンセッション事業	2
(3) 特別経済区および特定経済区の開発事業	2
2 投資奨励法、会社法上の進出方法	5
(1) 駐在員事務所 (Representative Office)	5
(2) 支店 (Branch)	6
(3) 有限責任会社 (一人会社含む) (Limited Company)	7
(4) パートナーシップ (Partnership Enterprise)	7
(5) 公開会社 (Public Company)	8
第2章 現地拠点の設立方法	9
1 商号確認および予約手続き	10
2 企業登録申請および税務登録申請	10
3 事業ライセンスの申請	11
4 社印作成申請	12
5 資本金証明	12
第3章 外資規制	13
1 外資規制に関する法律の概要	13
2 禁止業種	13
3 規制事業	13
4 条件付き外国投資分野	16
5 ラオス国籍者のみに保全される事業	19
6 外資規制緩和	20
第4章 投資優遇措置	21
1 奨励セクター	21
2 投資奨励地域	21
3 法人税優遇恩典	23
4 関税およびその他税に関する優遇	24
5 土地利用権に対する優遇措置	26
6 特定業種への追加優遇措置	26
(1) 農業分野に対する追加優遇措置	26
(2) 医療・教育分野における優遇措置	26
7 経済特区内に対する優遇措置	26

第5章 会社法制 1	27
1 会社法に関する法制の概要	27
2 株式	27
(1) 株式の種類	27
(2) 株式の譲渡	27
(3) 増資・減資	28
3 配当、資本準備金	28
(1) 配当	28
(2) 資本準備金	28
第6章 会社法制 2	29
1 機関	29
(1) 株主総会	29
(2) 取締役	31
(3) 取締役会	32
(4) 監査役	33
第7章 労働法制 1	34
1 労働に関する法制度の概要	34
2 雇用の形態、分類	34
(1) 雇用の形態	34
(2) 雇用契約の分類	35
(3) 試用期間	35
3 雇用の終了	35
(1) 有期労働契約の終了	35
(2) 無期労働契約の終了	35
(3) 使用者による契約解除	36
(4) 労働者による契約解除	36
(5) 解雇補償金	37
4 最低賃金に関する規定	37
(1) 最低賃金額	37
(2) 最低賃金の定義	37
(3) 適用対象	38
5 労働時間に関する規定	38
(1) 労働時間	38
(2) 時間外労働	38
(3) 週休または祝日労働	39
(4) 深夜労働	39

第 8 章 労働法制 2	40
1 休暇に関する規定	40
(1) 週休	40
(2) 祝日	40
(3) 年次有休休暇	41
(4) 個人休暇	41
(5) 疾病休暇	41
(6) 出産休暇	41
2 労働組合、労働者代表に関する規定	42
3 就業規則に関する規定	42
4 社会保険制度に関する規定	43
5 労働争議および労働仲裁に関する規定	44
第 9 章 外国人労働許可および入国管理規定	46
1 外国人労働者の受け入れ	46
2 外国人労働者の割合規制	46
3 外国人労働許可およびビザの取得手続き	46
4 査証（ビザ）申請手続き	47
第 10 章 土地に関する法制	50
1 土地に関する法制	50
2 土地に関する権利	50
3 土地の分類	51
(1) 農業用地	52
(2) 森林	52
(3) 水域	52
(4) 工業用地	53
4 土地管理・登録	53
(1) 土地の占有権	53
(2) 建設規制	54
(3) 担保設定	54
5 土地に関する紛争解決	56
第 11 章 特別経済区および特定経済区	57
1 特別経済区および特定経済区の概要	57
2 SEZ における優遇措置	58
(1) サワン・セノ SEZ の法人税優遇措置	58
(2) ビタ・パーク SEZ	59
第 12 章 知的財産に関する法制	61

1	知的財産権に関する法制度.....	61
2	商標権.....	62
	(1) 商標権の概要.....	62
	(2) 商標の出願、登録手続き.....	62
3	著作権.....	63
第13章 紛争解決に関する法制.....		64
1	裁判制度.....	64
	(1) 裁判制度.....	64
	(2) 民事訴訟法.....	65
	(3) 判決の執行.....	66
	(4) 外国判決の承認・執行.....	66
2	調停・仲裁制度.....	67
	(1) ラオス国内における調停および仲裁手続き.....	67
	(2) 調停.....	67
	(3) 仲裁.....	68
	(4) 調停合意・仲裁判断前の和解・仲裁判断の履行・執行.....	69
	(5) 外国仲裁判断の承認・執行.....	69
第14章 撤退に関する法制.....		70
1	会社法上の解散手続き.....	70
2	破産手続き.....	70
第15章 為替、金融に関する法制.....		72
1	外国為替管理制度の概要.....	72
2	貿易取引.....	72
3	貿易外取引.....	72
4	資本取引.....	73
	(1) 対内直接投資.....	73
	(2) 対外直接投資.....	73
5	送金規制、外貨の持ち込み・持ち出し.....	73
6	資金調達.....	74
7	証券投資に関する規制・許認可.....	75
第16章 会計制度.....		76
1	ラオスの会計制度概要.....	76
2	会計期間.....	76
3	会計帳簿.....	76
4	会計ソフト.....	76
5	会計書類の提出.....	77

第 17 章 税制 1	78
1 税制概要	78
2 法人税	79
(1) 法人税の概要	79
(2) 課税期間	79
(3) 外貨建て取引	79
(4) 益金、損金	79
【Q&A】繰越欠損金について	81
(5) 法人税の申告、納税手続	81
3 源泉徴収税	82
【Q&A】タイ-ラオス間の取引に対する課税について	83
4 給与所得税	83
(1) 給与所得税の概要	83
(2) 納税主体	84
(3) 課税所得	84
(4) 給与所得税の計算と申告納付	84
【Q&A】給与所得税算出方法の例	85
【Q&A】ボーナスに対する課税について	85
第 18 章 税制 2	86
1 付加価値税	86
(1) 付加価値税の概要	86
(2) 納税義務者	86
(3) 税率と非課税取引	86
(4) 納付額の計算、申告納付手続き	88
(5) VAT 非登録業者、非居住者に対するサービス料支払い	88
(6) 還付手続き	88
(7) タックスインボイス	88
(8) VAT 関連の罰則規定	90
2 その他税	90
(1) 物品税	90
(2) 環境税	90
(3) 手数料・行政サービス費用	91
3 税務調査	91
4 罰則規定	91
(1) 延滞	91
(2) 過少申告、適切なインボイスの不発行	92
(3) 無申告、税務調査の拒否など	92

第 19 章 貿易	93
1 輸出入規制	93
2 関税、付加価値税、物品税	93
(1) 関税	93
(2) 付加価値税	94
(3) 物品税	94
3 GSP 等の利用	95
(1) GSP の利用	95
(2) ASEAN 共通効果特惠関税率の利用	96
(3) その他の自由貿易協定で個別に定められる税率の利用	96
4 原産地証明書の取得	97
5 関税率の調べ方	99
(1) ラオスへの輸入の場合.....	99
(2) ラオスからの輸出の場合	99
第 20 章 環境保全	101
1 ラオス環境規制概要	101
2 大気汚染規制	101
3 水質、排水規制	103
5 騒音規制	105
6 環境影響評価 (EIA)	106

ラオス投資ガイドブック 2016

第1章 進出形態の選択

1 投資奨励法上の投資形態

2009年7月8日付のラオス投資奨励法（No.02）（以下、「投資奨励法」といいます。）はラオスにおける投資の形態として、①国内資本あるいは外国資本による単独投資、②国内資本と外国資本の合弁投資、③契約に基づく業務提携の三つに分類されています（投資奨励法第13条）。②合弁投資においては、外国資本の出資比率が10%以上である必要があると規定されています（同法第10条）。また、③契約に基づく業務提携は、法人や支店を設立しないで行う投資形態とされています（同法第11条）。投資奨励法の中では、以下、三つの事業形態が規定されています（同法第13条）。

(1) 一般事業

一般事業とは、ネガティブリストに規定される事業を含む一般事業分野への投資であり、コンセッションを伴うものではありません（同法14条）。

ここでいうネガティブリストは投資規制業種のリストではなく、それ以外の業種に比べてセンシティブな業種、すなわち投資手続きの審査に時間がかかるというだけであり、外国投資自体が禁じられている訳ではありません。

ネガティブリストは、2012年9月11日付 事業ネガティブリスト承認に関する首相令（No.107）では、以下の13分野67業種をネガティブリストとして定めており、詳細は第3章の外資規制の項にて、詳細に説明致します。

表 1 事業ネガティブリスト

	対象事業
1	農林漁業（植林、森林伐採、河川での漁業など5業種）
2	加工業（9業種）
3	水の配給、排水浄化、廃棄物管理、その他の問題解決事業（4業種）
4	ガソリンの卸売り・小売り、自動車およびバイクの修理（2業種）
5	運輸、集荷（鉄道、航空機などによる人と貨物の輸送など8業種）
6	ホテル業・レストラン業
7	情報通信（書籍・新聞の出版、テレビ・ラジオ・衛星放送、通信など8業種）
8	金融、保険（融資、保険、証券売買の仲介など14業種）
9	専門業務、科学技術系事業（法律業務など2業種）
10	サービス支援、管理（観光業など2業種）
11	教育関連事業（初等・高等教育、職業訓練など5業種）
12	保健衛生、社会セクター事業（病院、医科歯科治療、その他保健衛生の3業種）
13	芸術、娯楽（賭博、遊園地の4業種）

出所：事業ネガティブリスト承認に関する首相令第107号よりジェトロ ビエンチャン事務所作成

(2) コンセッション事業

コンセッション事業とは、政府が規定や内規等に基づいて、開発や事業のために政府が有する所有権およびその他権利を使用することを認めた投資活動のことです（同法第15条）。コンセッションには土地、鉱物、電力、航空、通信、保険および金融機関に関する権利などがあり、コンセッションが与えられる分野は、表2の投資奨励法履行に関する首相令のAnnex3に規定されています（同首相令第10条）。

(3) 特別経済区および特定経済区の開発事業

特別経済区（Special Economic Zone）の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動を意味しています（同法第16条）。

特定経済区（Specific Economic Zone）の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラ及び施設の整備にかかわる投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含んでいます（同法第16条）。

特別経済区および特定経済区に関する所轄機関とその活動は、特別経済区および特定経済区に関する首相令とその他の個別の規則によって定められます。

表 2 コンセッション付与分野一覧

番号	コンセッション事業
1	鉱物セクター
	中央レベルの承認
1.1	概査、探査
1.2	採掘
1.3	加工
1.4	- 原油、天然ガスの探査採掘
	都・県レベルの承認
1.5	工芸的鉱物採掘（初歩的な道具を使用し、採掘機械を使用しない採掘）、工芸的鉱物採掘が認められる鉱物としては沖積金、沖積錫、尾鉱等である）
1.6	建設のための砂利採掘
2	電力セクター
	中央レベルの承認（5 MW以上）
2.1	- 水力発電開発
2.2	- 風力発電開発
2.3	- 太陽光発電開発
2.4	- 火力発電開発
	都・県レベルの承認（5 MW未満）
2.5	- 水力発電開発
2.6	- 風力発電開発
2.7	- 太陽光発電開発
2.8	- 火力発電開発
3	政府の所有権の使用に関連するその他のサービスセクター
	中央レベルの承認
3.1	通信、衛星通信セクターへの投資
3.2	ラジオ局、テレビ局
3.3	航空便、空輸、海軍セクターへの投資
3.4	政府の土地を使用した市場、ショッピングセンター、観光地、休息地、公園、事務所、宿泊施設、その他の建設セクターへの投資
3.5	インフラ建設への投資：道路、輸送（陸運、水運）、鉄道、架橋、空港、上水道、最終処分場、廃棄場、およびその他
3.6	政府と共同出資による保険、金融セクターへの投資
	都・県レベルの承認
3.7	ラジオ局、テレビ局（地方レベル）
3.8	政府の土地を使用した市場、ショッピングセンター、観光地、休息地、公園、事務所、

	宿泊施設、その他の建設（地方レベル）
3.9	インフラ建設への投資：道路、架橋、空港、上水道、廃水処理場、廃棄場、およびその他
4	観光セクター
	中央レベルの承認
4.1	国家レベルの観光地の開発への投資（動物園、遊園地、代替観光地）
4.2	政府の土地を利用した三ツ星以上のホテル、リゾート施設、レストラン開発
	都・県レベルの承認
4.3	地方レベルの観光地の開発への投資（動物園、遊園地、代替観光地）
4.4	政府の土地を利用した三ツ星未満のホテル、リゾート施設、レストラン開発
5	農林業セクター
	中央レベルの承認(150ha以上の面積)
5.1	穀物、一年生植物栽培のためのコンセッション事業
5.2	大型家畜、牛、水牛、その他の飼育のためのコンセッション事業
5.3	果樹、多年生植物、工業植林（アカシア、ユーカリ）のためのコンセッション事業
5.4	工芸作物栽培のためのコンセッション事業
5.5	非木材森林産物、生薬栽培のためのコンセッション事業
5.6	家禽類、小型家畜（ヤギ、羊、その他）の飼育のためのコンセッション事業
5.7	水棲動物、野生動物飼育のためのコンセッション事業
6	都・県レベルの承認（150ha以下の面積）
6.1	穀物、一年生植物栽培のためのコンセッション事業
6.2	大型家畜、牛、水牛、その他の飼育のためのコンセッション事業
6.3	果樹、多年生植物、工業植林（アカシア、ユーカリ）のためのコンセッション事業
6.4	工芸作物栽培のためのコンセッション事業
6.5	非木材森林産物、生薬栽培のためのコンセッション事業
6.6	家禽類、小型家畜（ヤギ、羊、その他）の飼育のためのコンセッション事業
6.7	水棲動物、野生動物飼育のためのコンセッション事業
7	特別経済区と特定経済区の開発
7.1	包括的近代都市開発
7.2	工業区、輸出生産区、観光都市区、免税商業区、テクノロジー情報通信開発区、国境経済区、都市区画区、新都市区、その他

出所：投資奨励法履行に関する首相令のAnnex3よりジェットロビエンチャン事務所作成

2 投資奨励法、会社法上の進出方法

ラオスで認可される進出形態は、2014年に施行された2014年1月28日付 改正会社法(No.065)(以下、「会社法」といいます。)により規定されております。申請にあたっては、駐在員事務所、コンセッションを伴う事業および経済特区内への進出の場合を除き、企業形態にかかわらず商工省もしくは都・県商工局に届け出を行う必要がある旨が定められています。

会社法は主に、事業組織の形態や管理、運営、解散手続きなどに焦点が当てられており、同法の施行や、会社名の登録、企業登録などに関する複数の補足規定が伴っています。会社法は、国内企業と外国企業に同等に適用されるもので、企業の資産や権利を法的に保護する役割を担っています。

会社法では、ラオスへの直接投資について、商工省に届け出を行う旨を定めています。投資奨励法および会社法が定めている会社形態は以下のとおりです。

表 3 ラオスの会社形態一覧

進出形態	定義
駐在員事務所	外国会社の現地代表事務所(投資奨励法第47条)
支店	外国会社の一部であり、独立の法人格を有しない (投資奨励法第48条) (銀行、保険、航空会社、国際コンサルタントのみ可)
有限責任会社	2人以上30人未満の株主の会社(会社法第3条8項)
一人有限責任会社	1人の株主による会社(会社法第3条3項)
パートナーシップ	複数のパートナーとの契約による形態(会社法第3条4,5項)
公開会社	9人以上の株主による企業(会社法第3条9項)

出所：改正会社法よりジェトロビエンチャン事務所作成

(1) 駐在員事務所 (Representative Office)

ラオスの駐在事務所は、投資に関する情報収集および親会社との連絡役を務めることを目的して設立が認められ、特に将来投資を行うための情報収集活動を行うことを保障しています。ただし、事業活動を行うことはできないと規定されています(投資奨励法第47条)。詳細は、投資奨励法施行に関する首相令で定められ、計画投資省の審査により許可が与えられます。

活動範囲は、情報収集、実現可能性調査の実施、親会社のための国内外への連絡、覚書もしくは契約締結の監督などに制限されており、売上計上や認可業務以外の商業活動実施は禁止されています（投資奨励法履行に関する首相令第 29 条、30 条）。

法人税は、課税対象とはなりません、給与に対する個人所得税、各種源泉徴収税や付加価値税に対する課税は行われるので、注意が必要です。

また、ラオスの駐在事務所の設立には、法律上明文化されていない、登録資本金の送金義務が存在しており、2016 年 3 月時点では通常 50,000US ドル相当の送金義務（なお、現物出資も可能）があり、当該送金についてラオス中央銀行から資本金振込証明書を取得する必要があります。当該送金義務は内規で定められており、年々送金額が増額していますので、注意が必要となります。今後、駐在員事務所に関する規定細則が施行される可能性もあります。

さらに、許可期間に関する制限が存在しており、駐在事務所の認可期間は 1 年間で、2 回のみ延長が可能（合計 3 年）となっています（同首相令第 28 条 1 項）。ただし、親会社が政府の特定のプロジェクトについての調査等について覚書や契約を締結している場合や、交渉により計画投資省が認める場合等については、例外的に延長が認められる可能性があります（同首相令第 28 条 2 項）。

表 4 ラオスの駐在事務所に関するまとめ

所在地	ラオス国内の住所を計画投資省および税務署に登録する必要があります。
活動範囲	情報収集、実現可能性調査の実施、親会社のために国内外への連絡、覚書もしくは契約締結の監督などに制限
納税義務	法人税については対象外。個人所得税、源泉徴収税等については課税対象となります。
その他義務	法律上、明文化されていない送金義務が有り、注意が必要です。認可期間は、原則 3 年しか認められません（ただし、交渉により例外有り）

出所：投資奨励法よりジェトロビエンチャン事務所作成

(2) 支店 (Branch)

外国会社は、ラオス国内で支店を通じて事業を行うことができます(投資奨励法第 48 条)。支店は、独立した法人格を有しておらず、債権債務は本国の会社に直接帰属することになります。ただし、ラオス国内にて支店形態は、航空会社、銀行、保険、国際コンサルタント

トの 4 業種に限定されています。また、海外の支店であったとしても、ラオス国内の会社法が適用されます（投資省令法第 48 条 3 項）。

(3) 有限責任会社（一人会社含む）(Limited Company)

有限責任会社は、法律上、運営組織も簡素なことから、外国企業の多くが有限会社の形態をとっているのが現状です。なお、ラオスでは一人会社（Sole Limited Company）の設立も認められております。

登録上の手続きは、会社法第 14 条以下で記載されており、第 2 章の現地法人の開設方法をご確認下さい。

表 5 ラオスの有限責任会社 まとめ

商号	固有の商号を設定することが可能です（会社法第 26 条）。 ただし、禁止商号や類似商号とみなされる場合、商業省より認可がおりない可能性がありますので、注意が必要です。
株主	1 人以上、必要です（会社法第 83 条）。 株主が 1 人の場合、単独株主有限会社となり、「Sole Co., Ltd.」という表記をする必要があります。株主が 2 人以上の場合、「Co., Ltd.」という表記となります。 発起人は全員、最低 1 株以上を保有する必要があります（同法第 92 条）。
資本金	最低資本金は、10 億キープ（約 125,000 米ドル）となっています（投資奨励法第 17 条）。 規制業種の場合、10 億キープ以上の最低資本金額が設定されているケースもありますので、注意が必要です。 全額送金の後、中央銀行から資本金受領に関する証明書の発行を受ける必要があります。
有限責任	有限責任であり、株主の責任は各自出資した資本金の範囲に限定されます。
所在地	会社はラオス国内に住所を登録する必要があります。
取締役	取締役は 1 人以上必要です。 外国人も就任可能です。国籍、居住要件は特段ありません。

出所：会社法よりジェトロビエンチャン事務所作成

(4) パートナーシップ (Partnership Enterprise)

ラオスでのパートナーシップには、一般パートナーシップ（会社法第 43 条以下）および限定パートナーシップ（同法第 74 条以下）の 2 種類が存在しておりますが、現時点ではパートナーシップの利用事例はあまり多くないため、ここでは詳細な記載は省略させていただきます。

(5) 公開会社 (Public Company)

ラオスでの公開会社もあまり多く利用されていません。公開会社は9人以上の株主から構成され、監査役を必ず選任する必要があります (会社法第184条)。上記のとおり、利用事例は多くないので、ここでは省略させていただきます。

第2章 現地拠点の設立方法

ラオスの会社設立については、投資奨励法、会社法上において外国資本、内国資本によって差別なく、外資、内資問わず、同一の手続きとなります。図1が手続きの流れとなります。

基本的にラオス商工省の企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口にて申請することになります。ただし、駐在員事務所やコンセッションを伴う事業の申請手続きは計画投資省での申請、経済特区内への申請手続きは経済特区ワンストップサービスへの申請になりますので、ご注意ください。

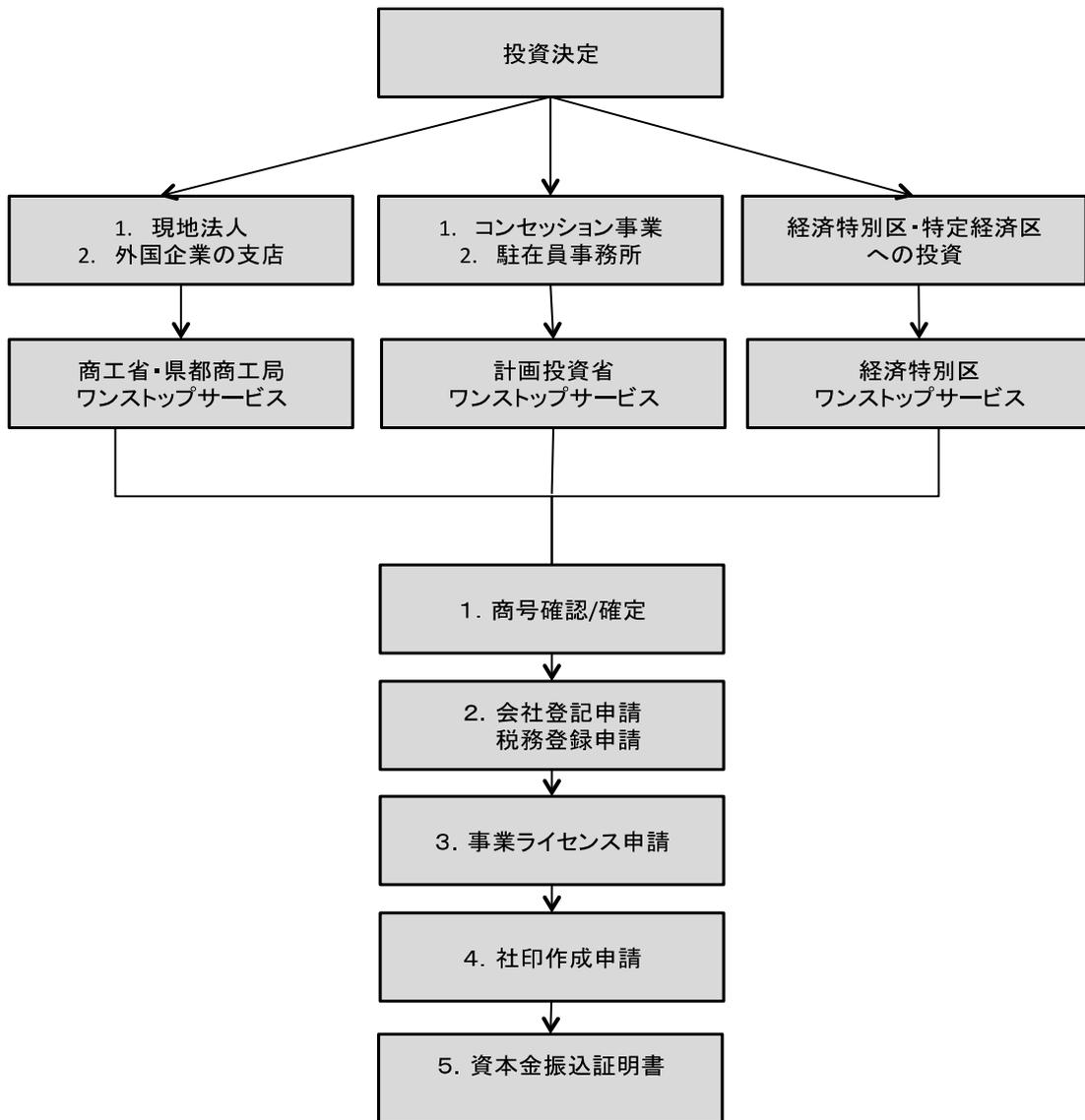


図1 会社設立等の申請の流れ

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

表 6 会社申請手続き

	手続きおよび必要書類	申請先	必要日数
1	商号予約手続き	商工省、企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口	1～3日程度
2	企業登録証書（ERC）申請	商工省、企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口	1週間程度
	納税者番号申請	財務省税務局もしくは都・県財務局	2週間程度
3	事業ライセンス申請	関連省庁	1カ月程度
4	社印作成申請	公安省	30日程度
5	資本金証明書発行申請	中央銀行	30日程度

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

1 商号確認および予約手続き

商工省の企業登録管理局もしくは都・県商工局窓口にて、商号予約申請を行う必要があります。数候補を提示すれば、約1～3日程度で回答を得ることができます。なお、商号確認は、2の企業登録申請と同時のタイミングにて、行うことも可能となっています。

2 企業登録申請および税務登録申請

商工省もしくは都・県商工局から企業登録証明書の発行を受けるために、実務上、以下の書類を準備し、提出する必要があります。

表 7 会社設立の必要書類

	必要書類	部数
1	申請書	3通
2	設立契約書	3通
3	会社定款	3通
4	発起人決議書	3通
5	設立委任状 (代理申請者がいる場合)	3通
6	発起人のパスポートの写し	3通
7	代表者の写真	6通

なお、申請期間は、約1～2週間程度で完了致します。

その後、財務省の国庫局および税務署にて税務登録申請を行う必要があります。財務省国庫局に申請書、設立契約書、定款を提出し、契約書と定款の登録手続きを行う必要があります。また、税務署では納税者番号を取得する必要があります。当該手続きには、2週間～1カ月程度を要することが多い状態となっています。

なお、上記に記載した必要書類や日数については、実務上、担当者によって変動することが多く、登記完了まで1カ月～半年程度を要することが多いので、余裕を持って申請されることをお勧めします。

表 8 納税者番号取得の必要書類

	必要書類	部数
1	税務登録申請書	2部
2	パスポートコピー	2部
3	企業登録番号証	2部
4	取締役任命書	2部
5	会社定款	2部
6	FS調査報告書	2部
7	事務所の住所証明書 (所轄地区の村長より発行)	2部
8	財産リスト	2部
9	職員給与リスト	2部
10	株主リスト	2部
11	事務所賃貸契約書	2部
12	事務所地図	2部
13	借地税支払いに関する領収書の写し	2部

3 事業ライセンスの申請

業種によっては、建設許可、工場操業許可等のライセンスが必要な業種が存在しております。こちらは別途商工省の担当窓口、監督省庁に問い合わせを行う必要があります。費用や期間は監督省庁によりさまざまとなっており、別途確認されることを推奨致します。

4 社印作成申請

ラオスでは社印を公安省にて作成登録する必要があります（会社法第21条）。期間は1～2週間程度を要することが一般的です。

5 資本金証明

後述しますが、会社法第 101 条は、資本金の払い込み方法として、会社設立に関する会議の開催後、会社登録前に、現物出資分の 100%および現金出資分の 70%以上の払い込みを行う必要がある、と定めています。資本金の払い込み後、ラオス中央銀行にて資本金払込証明書の発行手続きを行う必要があります。申請期間は約 1 カ月程度となります。実務上は、会社登記および税務登録が完了しなければ、ラオス国内の商業銀行の法人口座が開設できないため、資本金の振り込みは会社設立後しか行えない状態となっています。法律と実務の乖離がある部分ですので、注意が必要です。

表 9 資本金証明の必要書類

	必要書類	備考
1	申請書	
2	企業登録証	
3	納税者番号証明書	
4	親会社からラオス商業銀行への振込み証明（AVIS CREDIT NOTE）と BANK STATEMENT	
5	借入金許可証、借入契約書、返済計画	借入金がある場合
6	輸入許可証	物品による場合
7	輸入申告書（Bo40もしくはBo11）	物品による場合
8	イミグレーションでの現金申告書	現金での資本金持ち込みの場合

第3章 外資規制

1 外資規制に関する法律の概要

ラオスは1986年以降、市場経済の発展を目的に経済改革を進めています。投資奨励法は、外資内資を区別することなく、ラオスでの投資を広く奨励しております。しかしながら、投資を奨励しない例外的な分野は、先述の事業ネガティブリスト承認に関する首相令第107号にて規定されており、一般的に「ネガティブリスト」と呼称されています。後述するとおり、「ネガティブリスト」に挙げられている事業は、監督省庁にて許可の審査（スクリーニング）が必要であるということであり、投資がすべて禁じられているわけではないので、ご留意下さい。なお、別途ラオス国籍者のみに保全されている事業や外資出資規制が設定されている事業がありますので、こちらも後述致します。

2 禁止業種

禁止事業分野リストに関する通達第1592条（2013年8月26日付）では、各関連法に基づき、ラオスでの以下の6分野に関する事業の実施を禁止しています。

表 10 ラオスの禁止事業分野

	ラオスの禁止事業分野
1	危険化学物質を扱う事業（工業物質・化学物質の管理に関する商工省決定第1041号）
2	放射性鉱物を扱う事業（鉱物輸出に関する首相令第90号、鉱物法第2号）
3	産業用爆発物を除く武器・戦車を扱う事業 （刑法第12号、爆発物の使用と管理に関する首相合意第39号）
4	アヘン、ケシ、大麻、コカインおよび派生物を扱う事業 （刑法第12号、麻薬法第10号、麻薬法施行令第76号）
5	紙幣、造幣インク、造幣機器、通貨偽造機器を扱う事業（ラオス中央銀行法第5号）
6	その他関連法に基づき禁止される事業

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

3 規制事業

事業ネガティブリスト承認に関する首相令第107号では、以下の13分野67業種をネガティブリストとして定めています。下記に該当する事業の企業登録については、商工省・計画投資省・各経済特区のワンストップサービスオフィスを窓口にして関係省庁の審査を受けます。関係省庁は企業登録申請の受理後10営業日以内に当該事業の可否を審査するこ

ととなっています（投資奨励法第 13 条）。ただし、技術的、専門的な審査が必要な場合はその限りではありません。なお、審査後、3 営業日以内に、ワンストップサービスオフィスは企業登録証を発行します（事業ネガティブリスト承認に関する首相令第 68 号第 3 条）。

表 11 ネガティブリスト

セクター	ISIC	事業内容	管轄機関
農林、漁業			
	0170	狩猟、罨、その他関連活動	農林省
	0210	植林および森林に関する活動	農林省
	0220	森林伐採	農林省
	0230	森林産物・種の採取に関する活動	農林省
	0312	河川での漁業	農林省
工業加工			
	1313	石油製品の製造	商工省
	1511	動物の皮加工	商工省
	1701	製紙、段ボール製造(手工芸品は含まない)	商工省
	1812	印刷に関わる活動	情報文化観光省
	1920	衣服、織物	商工省
	2011	化学薬品の製造	商工省
	2021	農業で使用する殺虫剤の製造	商工省
	2029	使用されたことのない化学薬品の製造	商工省
	2100	治療薬	保健省
水の配給、排水の浄化、廃棄物管理、その他の問題解決事業			
	3600	水の保全、浄化、配給	公共事業運輸省
	3700	排水の浄化	公共事業運輸省
	3812	危険な廃棄物の保管	公共事業運輸省
	3822	危険な廃棄物の保全と管理	公共事業運輸省
卸売り、小売り；自動車およびバイクの修理			
	4661	固形、液体、ガソリンの販売	商工省
	4662	金属、鉱物の販売	ラオス中央銀行
運輸と集荷			
	4911	鉄道による乗客輸送	公共事業運輸省
	4912	鉄道による商品輸送	公共事業運輸省
	4922	陸路による乗客輸送	公共事業運輸省
	4930	パイプによる輸送	公共事業運輸省
	5021	水路による乗客輸送	公共事業運輸省

	5110	航空機による乗客輸送	公共事業運輸省
	5120	航空機による商品輸送	公共事業運輸省
	5310	郵便事業	郵便通信ネットワーク省
宿泊、レストラン			
	5510	短期滞在宿舎営業	情報文化観光省
情報通信			
	5811	書籍の印刷	情報文化観光省
	5813	新聞、コラム、雑誌の印刷	情報文化観光省
	5819	他の印刷活動	情報文化観光省
	5911	写真、ビデオ、テレビ番組の製造	情報文化観光省
	5912	写真、ビデオ、テレビ番組の製造後活動	情報文化観光省
	5913	写真、ビデオ、テレビ番組の販売	情報文化観光省
	5914	映画の製造	情報文化観光省
	5920	録音や音楽出版	情報文化観光省
金融・保険			
	6419	その他の金融仲裁	中央銀行
	6420	持株会社	財務省
	6430	基金、信託	中央銀行
	6491	融資	中央銀行
	6492	その他の信用供与	中央銀行
	6499	保険や年金事業以外のその他の金融サービス	中央銀行
	6511	生命保険	財務省
	6512	生命保険以外の保険	財務省
	6520	再保険	財務省
	6530	年金基金	財務省
	6611	金融マーケット管理	財務省
	6612	証券、商品取引契約仲介	財務省
	6619	他の金融サービスを補助する業務	財務省
	6630	ファンドマネージメントサービス	財務省
専門分野、科学技術事業			
	6910	法律分野（特に弁護士）	司法省
	6920	会計、税に関する相談	財務省
サービス支援、管理事業			
	7810	設立団体にかかわる活動	労働社会福祉省
	7912	旅行業	情報文化観光省

教育関連事業			
	8510	初等教育	教育スポーツ省
	8521	中等教育	教育スポーツ省
	8522	専門技術、職業訓練	労働社会福祉省、 教育スポーツ省
	8530	高等教育	教育スポーツ省
	8541	スポーツと趣味	教育スポーツ省
保健衛生、社会セクター事業			
	8610	病院	保健省
	8620	医療治療、歯科治療	保健省
	8690	その他の保健衛生	保健省
芸術、歓楽、レクリエーション			
	9200	賭博事業	情報文化観光省、財務省
	9102	博物館、史跡、歴史的建造物	情報文化観光省
	9321	遊園地	情報文化観光省（国家観光 機構、情報文化省） ¹

出所：事業ネガティブリスト承認に関する首相令よりジェトロビエンチャン事務所作成

4 条件付き外国投資分野

条件付き外国投資許可分野の中には、ラオス人の資本参加が求められる分野が含まれているほか、鉱業や電力分野などでは、外国投資家は政府に対し、交渉によって決定された合弁会社の持ち分を提供することが求められており、注意が必要となります。条件付き外国投資許可分野および外国投資不許可分野の詳細は、以下のとおり規定されています（2013年8月26日付 外国人投資家の条件付きビジネスリストについての通達（No.1591）および2015年7月13日付 ラオス国籍者のみに保全される事業リストについての通達（No.1328））。

ただし、本リスト以外にも省庁内で独自に規定されているケースがありますので注意が必要です。

¹ 現在、国家観光機構、情報文化省から情報文化観光省へと改組されていますので、ご注意ください。

表 12 外国人投資家の条件付きビジネスリスト

セクター	ISIC コード	事業内容	登録 資本金	外資 比率 規制	法的根拠	担当省 庁
加工工業	1079	コーヒー加工	10億 キープ 以上	20%	全国のコーヒー加工工場設立のための外国投資企業登録に関する告示 (No.1036)	商工省
	2100	治療薬、薬の製造のための化学薬品製造および植物由来薬品の製造	10億 キープ 以上	49%	2011年薬品・医療品に関する法 (No.07/NA)、2013年ラオスにおける医療品管理に関する告示 (No.310)	保健省
建設業	4210	道路や鉄道の建設。 (ここでは道路橋梁建設)	10億～ 2,400億 キープ	49%	2012年8月21日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 (No.13779)	公共事業運輸省
		道路や鉄道の建設。 (ここでは道路橋梁建設)	2,400億 キープ 以上	100%		
	4312	整地・埋め立て (小規模事業)	80～400 億キープ	49%	2012年8月21日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 (No.13779)	
		整地・埋め立て (大規模事業)	400億 キープ 以上			
	4329	建設設置(建設資材の組み立てのみ)(小規模事業)	80～400 億キープ	49%	2012年8月21日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 (No.13779)	
		建設設置(建設資材の組み立てのみ)(大規模事業)	400億 キープ 以上			
	4330	内装外装 (小規模事業)	80～400 億キープ	49%	2012年8月21日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 (No.13779)	
		内装外装 (大規模事業)	400億 キープ 以上			
修理	4520	自動車の修理(ここでは修理施設の設立)	15億 キープ 以上	100%	2012年8月21日付公共事業運輸セクター企業設立に関する規則 (No.13779)	
卸・ 小売り	4690	卸売	40～100 億キープ	50%	2015年5月22日付卸売小売事業に関する	商工省

			100～ 200億 キープ	70%		
			200億 キープ 以上	100 %		
	4719	小売	40～100 億キープ	50%		
			100～ 200億 キープ	70%		
			200億 キープ 以上	100 %		
運輸	4922	陸路による乗客輸送 (メータータクシー)	50億 キープ 以上	100 %	2012年8月21日付 公共事業運輸セクター 企業設立に関する規則 (No.13779)	公共事 業運輸 省
	4923	商品輸送(国内輸送)	30億 キープ 以上	100 %		
		商品輸送(越境輸送)	50億 キープ 以上	49%		
	5210	倉庫サービス	10億 キープ 以上	49%		
	5221	国内輸送センター サービス	50億 キープ 以上	49%		
		国外輸送センター サービス	100億 キープ 以上	49%		
	5229	国内商品配送 サービス	30億 キープ 以上	49%		
		国外商品配送 サービス				
ホテル・ レストラン	5510	ホテル (三ツ星・五ツ星)	10億 キープ 以上	60%	2005年観光法、 2013年1月31日付告 示(No.57)	情報文 化観光 省
金融・ 保険	6419	商業銀行	3,000億 キープ 以上	100 % (投	1999年中央銀行法、 2006年商業銀行法、 2007年商業銀行設立に	中央銀 行

		銀行支店	1,000 億 キープ 以上			
		預金型マイクロ金融	30 億 キープ 以上			
エンジニアリング	7110	建築とエンジニアリングの活動と関連する技術的コンサルティング (FS 調査)	40~80 億キープ (小規模事業)、	49%	2012 年 8 月 21 日付 公共事業運輸セクター 企業設立に関する規則 (No.13779)	公共事業運輸省
		建築とエンジニアリングの活動と関連する技術的コンサルティング (設計調査、内装外装、建設コンサルティング、エンジニアリング)	80 億キープ以上 (大規模事業)			
	7120	自然科学と工学に関する研究および実験開発 (ここでは自動車検査センターの設立)	10 億 キープ 以上	100 %		
教育	8549	自動車教習所	80 億 キープ 以上	49%		
		重機教習所	150 億 キープ 以上	100 %		
健康・社会	8690	医療事業 (ここでは医療、伝統医療事業)	10 億 キープ 以上	49%	2005 年治療法、 1998 年 4 月 9 日付民間 病院に関する首相令 (No.16/PM)	保健省

5 ラオス国籍者のみに保全される事業

ラオス国籍者へ保全される事業リストに関する、商工大臣令第1328号 (2015年7月13日付) では、ラオスの伝統事業や大規模資本・先進技術を要しない事業でラオス人の雇用創出や生計向上に貢献する以下の14分野36業種を、ラオス国籍者のみに保全される事業として定めてられており、外資の算入は一切認められておりません。

表 13 ラオス国籍者のみに保全される事業

	セクター	詳細な事業内容
1	農林漁業	生薬の採集
2	加工	機織り、刺繍、小規模な木工・彫刻・カゴ編み、陶器の製造、等
3	電気、ガス、蒸気、空気の供給	15MW以下の水力発電事業
4	建設	建物内の電気工事、水道管・エアコンの設置
5	修理	40億キープ以下の自動車・バイクの修理
6	輸送、倉庫	陸上乗客輸送
7	レストラン、宿泊	三ツ星未満のゲストハウス、リゾート、ホテル
8	情報ネットワーク	新聞・雑誌の印刷、歌詞の印刷・録音、コミュニティラジオ局・コミュニティテレビ局の設立、等
9	金融、保険	非貯蓄型マイクロクレジット、融資組合、等
10	職業訓練、科学技術	歴史・自然・文化に関する調査、設計、建設、ラオス語翻訳、等
11	サービス支援・管理	職業斡旋、建物のクリーニング、等
12	教育	技術職業訓練教育（5カ年計画で奨励される項目は除く）、外国人向けラオス語教育
13	医療、社会	民間の診療所
14	その他	靴・皮の修理、洗濯・ドライクリーニング、散髪・美容、葬儀、等

出所：ラオス国籍者へ保全される事業リストに関する商工大臣令よりジェトロビエンチャン事務所作成

6 外資規制緩和

上述したようにラオスでは幾つかの外資規制が残っていますが、現在規制緩和への諸手続きが進められている最中です。例えば、卸売り・小売りはこれまで外資が一切認められていませんでしたが、2015年5月22日付 卸売小売事業に関する合意（No.1005/IC）にて条件付きで100%外資が認められるようになりました。今後の規制緩和への取り組みとしては、ラオスが世界貿易機構との間で約束したロードマップが公表されており、一部のもの前倒しで実施されています。また、アセアン経済共同体では全155のサブセクター（分野）のうち128の分野を対象に、加盟各国がASEAN域内企業からの出資を段階的に自由化し、2015年中を期限にすべての業種において70%以上の外資出資を容認することが定められています。こちらは各国での進捗が遅れていますが、その履行が期待されています。

第4章 投資優遇措置

1 奨励セクター

投資奨励法第49条以下にて、ラオス国内の投資奨励セクターを定めています。農業、工業、手工業およびサービス業を投資奨励セクターとし、政府の優先事業、貧困削減、国民生活向上、インフラ整備、人材育成、雇用創出などに基づき、三つのレベルに分類され、政府により恩典が与えられます（投資奨励法第49条）。分類は以下のとおりとなっています。

- ・ 第1レベル：最高レベルの奨励を受ける事業
- ・ 第2レベル：中レベルの奨励を受ける事業
- ・ 第3レベル：低レベルの奨励を受ける事業

以上のように分類分けがなされていますが、どのような基準で判断されるかについては、投資奨励法に関する首相令第119号（2011年4月20付）Annex 1²で規定されています。免税措置については、自動的に付与されるわけではなく、財務省から別途許可を得る必要があるため、注意が必要です。

2 投資奨励地域

投資奨励法は、開発の遅れている地域への投資を促進するため、優遇措置については、ゾーン制を取っています（同法第50条）。詳細は以下のとおりです。

奨励第Ⅰゾーン：

投資に対していまだ便宜を与えない社会経済インフラ整備がない地域で、この地区への投資は最大限の奨励を受けます。

奨励第Ⅱゾーン：

投資に対して社会経済インフラ整備がある程度進んでいる地域で、中程度の奨励を受けます。

奨励第Ⅲゾーン：

投資に対して社会経済インフラ整備が進んでいる地域で、低い奨励を受けます。投資奨励ゾーンの内容は以下のとおりです。

² 投資奨励法に関する首相令第119号は以下のサイトにて入手できる（英語）。
<http://www.investlaos.gov.la/index.php/start-up/laws-and-regulations/investment-law>

表 14 投資奨励地域一覧

都・県名	ANNEX2:投資奨励地域リスト		
	奨励地域		
	第1地域	第2地域	第3地域
ビエンチャン首都	サントン郡	パクングム郡	チャンタブリー郡
			シコタボン郡
			サイセター郡
			シーサタナーク郡
			ハートサイフォング郡
			ナーサイトング郡
			サイタニー郡
ポンサリー県	ニョトウー郡	ブンヌア郡	ポンサリー郡
	サムパン郡	ブンタイ郡	
	クワー郡		
	マイ郡		
ルアンナムター県	ロング郡	シング郡	ナムター郡
	ナレー郡		
	ビエンプーカー郡		
ボケオ県	ムング郡	トンブン郡	フエサイ郡
	パーウドム郡		
	パークター郡		
ウドムサイ県	ラー郡	フン郡	サイ郡
	ナモー郡		
	ンガー郡		
	ベン郡		
	パクベン郡		
ホアパン県	ヴィエントン郡	ホアムアング郡	サムヌア郡
	サムタイ郡		
	ビエンサイ郡		
	シエングコー郡		
	エート郡		
	ソプバオ郡		
ルアンパバン県	ポーンサイ郡	ンゴーイ郡	ルアンパバン郡
	ヴィエンカム郡	ナムパーク郡	
	ブークン郡	チョームベット郡	
	パクセン郡	シエンゲン郡	
	ポントン郡	ナーン郡	
		パクウー郡	
サイニャブリ県	サイサターン郡	パクライ郡	サイニャブリ郡
	シエンホーン郡	ケンタオ郡	
	ポーテン郡	トンミサイ郡	
		ピエン郡	
		ンゲン郡	
		ホンサー郡	
		コーブ郡	
シェンクワン県	モーク郡	ノンヘッド郡	パーク郡
	パーサイ郡	カム郡	
	タートーム郡		

ビエンチャン県	ホム郡	ヒンフープ郡	バンビエン郡
	サイソムブン郡	カシー郡	ケオウドム郡
	ムーン郡	サナカム郡	ビエンカム郡
	メート郡	フアング郡	トゥラコム郡
			ポンホング郡
ポリカムサイ県	サイチャムポーン郡	パクカディン郡	パクサン郡
	ビエントン郡	ターパバート郡	
	ポーリカン郡	カムクート郡	
カムアン県	ブアラパー郡	ヒンブン郡	ターケーク郡
	ナーカーイ郡	ノンボック郡	
	サイブアトン郡	セーバンファイ郡	
		マハーサイ郡	
	ニョマラート郡		
サワンナケート県	ノーン郡	ウトウムポーン郡	カイソーンポムビハーン郡
	セポン郡	ソンコーン郡	
	ピン郡	チャムポーン郡	
	ビラブリー郡	アーサパントーン郡	
	ターパントン郡	サイブリー郡	
	ターバランサイ郡	サイブートン郡	
	ソンプリー郡		
アーサポーン郡			
サラワン県	サムアイ郡	ナコーンペン郡	サラワン郡
	タオーイ郡	コンセドン郡	
	トゥムラーン郡	バーピー郡	
		ラオンガーム郡	
セコン県	カルム郡	タテン郡	ラマーム郡
	ダークチュン郡		
チャンパサック県	スクマー郡	パクソン郡	パクセー郡
	パーチアン郡	ポントン郡	
	ムンラパモーク郡	コーン郡	
	バトゥムポーン郡	チャンパサック郡	
アタプー県	サマームサイ郡	サイセター郡	サマキーサイ郡
	プーボン郡		
	サーンサイ郡		

3 法人税優遇恩典

法人税にかかわる投資優遇措置は、以下のとおり規定されています（同法第51条）。

第Ⅰゾーン

第1レベルに分類される事業活動は、法人税が10年間免除されます。

第2レベルに分類される事業活動は、法人税が6年間免除されます。

第3レベルに分類される事業活動は、法人税が4年間免除されます。

第Ⅱゾーン

第1レベルに分類される事業活動は、法人税が6年間免除されます。

第2レベルに分類される事業活動は、法人税が4年間免除されます。

第3レベルに分類される事業活動は、法人税が2年間免除されます。

第Ⅲゾーン

第1レベルに分類される事業活動は、法人税が4年間免除されます。

第2レベルに分類される事業活動は、法人税が2年間免除されます。

第3レベルに分類される事業活動は、法人税が1年間免除されます。

法人税免除期間は、操業開始日から開始されます（投資奨励法第51条2項）。また、新製品の製造事業、新技術の研究開発事業については、法人税免除期間は収益が発生した年から開始されます（投資奨励法第51条3項）。上記に示す法人税免除期間が終了した後は、税法に従い法人税(24%)を納める必要があります。

なお、コンセッションを伴う、鉱物採掘、発電および植林事業の法人税免除は、関係セクターの個別の法律やコンセッション契約に従う必要がありますので、注意が必要です。

表 15 投資奨励法における法人税恩典

ゾーン	インフラ整備	奨励レベル	法人税免除期間
ゾーンⅠ	未整備な地域	1	10年
		2	6年
		3	4年
ゾーンⅡ	部分的に整備された地域	1	6年
		2	4年
		3	2年
ゾーンⅢ	十分に整備された地域	1	4年
		2	2年
		3	1年

出所：投資奨励法よりジェトロビエンチャン事務所作成

4 関税およびその他税に関する優遇

法人税免税措置に加え、以下の関税およびその他税に関する優遇措置が提供されます（投資奨励法第52条、投資奨励法履行に関する首相令第35条から第42条）。

- ・法人税免税期間終了後、純利益の一部を事業拡張のための活動に再投資した場合、全純利益に占める割合に応じて翌年度の法人税が免除されます。
- ・工場の建設および生産活動に直接利用される原材料、設備、機械、交換部品、車両の輸入にかかわる輸入関税および輸入関連税（付加価値税、物品税）は、関連当局に認

可されたマスターリストに基づき免除されます。ただし、燃料については輸入関税・輸入関連税の免税の対象外となっています。ただし、工場の建設に伴う資材等の輸入関税の免除は実態としては難しいケースが多くみられますので、注意が必要です。

- ・ 一般品および製品の輸出にかかる輸出税は免除されます。ただし、天然資源および天然資源を用いて生産された製品の輸出については、関連する法規制に準じて輸出税等が課税されます。
- ・ 損失を計上した場合、その損失を翌3年間持ち越して利益と相殺することができます。4年目以降は残存する損失を利益と相殺することはできません。

企業が上記の輸入関税・輸入税免税措置を受けるには、以下の必要書類を財務省関税局あるいは地方当局、もしくは商工省・投資計画省・経済特区のワンストップサービスオフィスに提出する必要があります。中央関税局および地方当局は、マスターリストを認可した後、指定の国境税関検問所に対して対象企業の輸入を円滑にするために通達を行ないます（2012年12月9日付投資奨励政策における関税および税の優遇に関する細則第3578号）。

- ・ マスターリスト（AHTNコード、製品の概要、輸入量、重量、価額を記載）
- ・ 輸入関税・輸入税免税申請書
- ・ 企業登録書あるいは納税者番号登録証（一般事業の場合）
- ・ コンセッション事業登録証（コンセッション事業の場合）
- ・ 資本金支払証明書
- ・ 事業可能性調査報告書

マスターリストの有効期間は、通常1年間となっています。期限が満了した場合、年間輸入計画書に記載されている製品のうちまだ輸入されていないものについては、免税対象外となります。マスターリストは一度承認されたら許可なく変更することはできません。ただし、企業が増資あるいは減資した場合、年に1回であればマスターリストを修正できると規定されています（投資奨励法履行に関する首相令第38条）。

マスターリストに記載された製品以外の輸入や緊急的な交換部品の輸入については、3万ドルを超えない場合、関連当局の承認のもとに年に2回まで可能となっており、3万ドルを超える場合は個別に検討されます（投資奨励法履行に関する首相令第38条）。

5 土地利用権に対する優遇措置

登録資本金が50万米ドル以上の外国人投資家に対する、居住または業務施設建設のための土地購入権（800m²以内）の付与（投資奨励法履行に関する首相令第50条）の優遇措置がありますが、政府が指定する土地のみで認められており、その利用は限定されています。

6 特定業種への追加優遇措置

(1) 農業分野に対する追加優遇措置

農業については以下の優遇措置が存在しています。

ア 付加価値税(10%)の免除（付加価値税法第12条）

- ・ 未加工農産物の輸入および販売
- ・ 種子、繁殖用家畜、畜産飼料、ワクチン、肥料、農産品加工原料、農薬の輸入
- ・ 農業用機械、車両の輸入

イ 物品税の免除（2015年12月1日付 車両物品税に関する財務大臣ガイドライン No4050）

- ・ 農業用車両（トラクター、田植え機、収穫機、種まき機等）の輸入

(2) 医療・教育分野における優遇措置

病院、幼稚園、学校、職業訓練校、大学、研究センターなど教育や医療にかかる建物の建設については、国有地のリース代あるいはコンセッション料の免除（ゾーン1は15年間、ゾーン2は10年間、ゾーン3は3年間）と、上記1. で規定される法人税免税期間の5年間延長の優遇措置を受けることができる可能性があります（投資奨励法第54条、投資奨励法履行に関する首相令第46条）。

7 経済特区内に対する優遇措置

経済特区内の優遇措置については、個別の優遇措置が存在しており、第11章にて別途解説致します。

第5章 会社法制 1

1 会社法に関する法制の概要

会社に関する法令としては、2014年施行の会社法が存在しています。会社法は主に、事業組織の形態や管理、運営、解散などに焦点が当てられており、同法の施行や、会社名の登録、企業登録などに関する複数の補足規定が伴っています。また、会社法は、国内企業と外国企業に同等に適用されるもので、国内外の企業の資産や権利を法的に保護する役割を担っています。

2 株式

株式に関しては、会社法 99 条以下で定められています。株式は 2,000 キープ以下の額面発行をすることはできません（会社法第 99 条、なお本章では、以下特に指定がない限り条文番号は会社法のもの指すものとします）。現金もしくは現物での出資が可能で、現物出資については、評価額につき、発起人会議にて発起人の 3 分の 2 以上の承認を得る必要があります（第 99 条）。株式の引受人は、会社設立前に、現金による出資の場合には、引受総額の 70%以上を振込む必要があり、現物による出資の場合には引受総額の 100%を出資しなければなりません（第 101 条）。

ただし、実務上は、企業登録および税務登録が完了しなければ、ラオス国内の商業銀行の法人口座が開設できないため、資本金の振り込みは会社設立後しか行えない状態となっていますので、ご留意下さい。

また、会社法上、会社設立後、30 日以内に株券を発行する必要があります（第 106 条）。加えて、株主名簿を作成する必要があります（第 112 条）。

(1) 株式の種類

会社法上、会社は種類株式の発行が可能であり、通常株式と優先株式を発行することができ（第 99 条 4 項）、また実務上においても優先株式の発行が認められています。

(2) 株式の譲渡

株式は、定款や会社法により定められた制限内（例えば、書面による証拠が必要等）において、株券の引き渡しをもって、譲渡可能となっています（第 109 条、110 条）。

(3) 増資・減資

会社法上、増資は特別総会での承認を経た上で実施することができます（第 115 条）。

減資は会社法第 117 条に明記される要件を満たせば、実施可能ですが、以下の要件を満たす必要があります。なお、増資に際しては、中央銀行から増資証明を取得する必要がありますので、ご注意ください。

- ・ 減資後の 1 株あたり価格が 2,000 キープ以下にならないこと
- ・ 減資後の資本金が登録資本金の 2 分の 1 以上であること
- ・ 法令が定める資本金規制の金額を下回らないこと
- ・ 株主総会の特別決議にて承認を得ていること
- ・ 会社に対する債権者の異議がないこと

3 配当、資本準備金

(1) 配当

配当は、株主総会で承認を経た上で、特段定めがなければ出資比率に応じて分配されます（第 155 条）。ただし、前年度からの累積損失がある場合には配当することができませんので、ご注意下さい。上記規定に反して配当を行い、債権者が損害を被った場合、配当から 1 年以内に限って、債権者は株主に対し、配当金を払い戻すよう請求することができます（第 155 条 2 項、3 項）。

(2) 資本準備金

会社法第 156 条では資本準備金に関する規定が定められており、年間の純利益の 10% を資本準備金として処理しなければならないとしています。当該資本準備金が、登録資本金の 50% に達したときには、資本準備金への充当を停止することができます（第 156 条 2 項）。この法定資本準備金のほか、株主総会決議により別途積立金を設置することもできます（第 156 条 3 項）。

第6章 会社法制 2

1 機関

会社法に規定される会社機関は次のとおり定められています。

表 16 ラオス、日本の機関設計比較

	ラオス	日本
株主	2人以上の株主（30人まで） ※一人会社の場合を除く	1人以上の株主
取締役	非公開会社：1人以上 公開会社：9人以上	1人以上 （取締役会設置会社では3人以上）
取締役会	必要的設置機関 ※別途の定めがある場合または一人会社の場合を除く	原則任意的設置機関
監査役	非公開会社：任意的設置機関 ※総資産 500 億キープ以下のみ 公開会社：必要的設置機関	取締役会設置会社、会計監査人設置会社（いずれも委員会設置会社を除く）においては必要的設置機関

出所：会社法（ラオス・日本）よりジェトロビエンチャン事務所作成

(1) 株主総会

ア 定時株主総会

株主総会は会社にとっての最高機関となります。定時株主総会は年 1 回以上開催する必要があります（第 141 条）。

イ 臨時株主総会

臨時株主総会は、①取締役の過半数が株主総会開催に賛成した場合、②株主の訴えに基づいて、裁判所から株主総会の開催命令が出された場合、③払い込み済み株式の 20%以上を保有する株主（ら）による要求があった場合のいずれかにより、いつでも召集することができます（第 141 条）。

定時株主総会、臨時株主総会ともに、取締役会または取締役は株主に対して、開催日の 5 営業日前までに開催日時、場所、終了時間を通知し、かつ、必要書類を送付する必要がある。

ります（第 142 条）。

ウ 普通決議の定足数・決議要件

株主総会の定足数、決議要件や手続き等を定款に定めなくてはならないとされています。しかしながら、定款に記載がない場合は、会社法の条項が適用されることとなります。会社法上、株主総会の定足数は、払い込み済み総株式の半分以上を保有する 2 人以上の株主の出席と定められています（第 143 条）。

株主は株主総会に代理人を立てることができますが、株主総会開催前に委任状を取締役会または取締役に対し提出する必要があります。委任状に特に記載がない限り、代理人は委任者である株主が保有するのと同数の議決権を有するものとされます（第 147 条）。

会社法は、1 株 1 議決権の原則のもと、株主総会に出席する株主の議決権の、過半数の賛成が得られれば、普通議決は有効であると定めています（第 148 条）。

普通決議事項は、以下のとおり規定されています（第 154 条）。

- a 定款や設立契約書の採用
- b 取締役の選任
- c 監査役の選任
- d 取締役の報酬決定
- e 執行役、監査役、従業員等の給与決定
- f 会計事項、会社計画等の採用
- g 配当の分配方法 など

エ 特別決議の定足数・決議要件

特定の議案については、払い込み済み株式の 80%以上を保有する株主が出席する株主総会において、株主総会に出席した株主または代理人の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を要求する特別議決が必要となります（第 149 条）。

特別議決が必要となる事項は以下のとおりです。

- a 会社法で定める事項
- b 定款または設立契約書の変更
- c 増資または減資
- d 合併または解散
- e 会社の事業の一部または全部の譲渡
- f 事業買収または譲り受け
- g 30 人以上の株主が存在する場合に有限責任会社の地位を維持する場合

表 17 普通決議、特別決議の定足数、決議要件のまとめ

	普通決議	特別決議
決議事項	①取締役の選任、②取締役の報酬決定、③監査役の選任および報酬の決定、④定款や設立契約の採用、⑤会計報告の承認、⑥配当の決定 など	①資本金の増減、②合併、買収、③解散、会社清算、④定款や設立契約の変更、⑤資産売却 など
定足数	会社法では、払い込み済み総株式の半分以上を保有する 2 人以上の株主の出席	払い込み済み株式の 80%以上を保有する株主の出席
議決	株主総会に出席する株主の議決権の過半数の賛成	株主総会に出席する株主または代理人の議決権の 3 分の 2 以上の賛成

出所：会社法よりジェトロビエンチャン事務所作成

(2) 取締役

ア 取締役の資格

法的能力があり、破産による制限および横領の犯罪履歴のない自然人であれば、会社の取締役を務めることができます（第 122 条）。別途合意がない限り、取締役は株式購入をする必要はありません（第 121 条）。

また、会社法上、国籍要件や居住要件等の制限に関する規定がなく、2016 年 3 月時点では、外国人または非居住者であっても取締役を務めることが可能となっています。

イ 取締役の選任・解任・任期

取締役の選任・解任は、株主総会の普通決議事項となっています（第 123 条）。解任のために十分な理由があり、株主総会の普通決議があれば、取締役を解任することが可能です（第 123 条）。

取締役の任期は 2 年間であり、再任することができます（第 125 条）。

ウ 取締役の人数

取締役の人数は、非公開会社の場合 1 人以上選任する必要があります（第 125 条）。

エ 取締役の権利・義務

会社法上、取締役は会社の代表者として、義務を履行していく必要があります。その他会社の目的を達成するために会社の資本金を管理すること、会計管理を行うこと、従業員を管理することなどが課されています（第 129 条）。

(3) 取締役会

ア 取締役会の設置義務

会社法第 134 条によると、2 人以上の取締役がいる会社は、取締役会を設置することが可能です。また、総資産 500 億キープ（約 620 万米ドル）以上の公開会社は、取締役会の設置および監査役最低 1 人の任命が義務付けられています（第 134 条）。

イ 取締役会の代表者

会社法上、取締役会の代表者を必ず選任しなければなりません（第 134 条）。また、副代表を別途選任することも可能です（同条）。

ウ 取締役会の権利・義務

取締役会の責務や手続きは会社定款に定められますが、定款に明記されていない場合、会社法の条項が適用されます。取締役会は、会社法上、株主総会までの間の空席取締役の選任、会社管理計画の作成および株主総会への提案、定款等で定められる義務を執行していくことが要求されています（第 135 条）。

エ 取締役会決議

取締役会の定足数は、取締役の過半数以上と規定されています。また、取締役が 2 人しかいない場合の定足数は、2 人となります（第 136 条）。

取締役会の決議要件は、出席取締役の過半数の承認となります。また、会社法上、取締役会の代表者にキャスティングボード権が付与されています（第 139 条）。

なお、会社法上、定款等で規定しておけば、テレビ電話等による取締役会の開催は認められます（第 139 条）。

(4) 監査役

ラオスでの監査役の設置義務は、公開会社と非公開会社によって処理が異なります。非公開会社の場合、基本的に監査役を設置する義務はなく、任意にて設置可能です。ただし、上述のとおり、総資産 500 億キープ（約 620 万米ドル）以上の有限責任会社は、監査役の任命が義務付けられています（第 134 条）。

他方、公開会社の場合、会社登録日から監査役を設置する必要がありますので、注意が必要です（第 184 条）。

また、監査役は、①会社の取締役、執行役、もしくは従業員でなく、②会社の利害関係人でないことが要件となっております（第 159 条）。なお、株主は利害関係人ではありません（同条）。

第7章 労働法制 1

1 労働に関する法制度の概要

ラオスにおける労使関係、雇用、労働条件その他の労働関連事項は、以下の関係規則により規定されています。

- ・ 憲法
- ・ 投資奨励法
- ・ 2014年施行の改正労働法
- ・ ILO 国際労働基準 (International Labor Standards of the ILO) など

労働関連規制の中核であるラオス労働法は、1994年に制定され、2006年12月に改正版が公布されています。2006年改正においては、女子労働の制限撤廃、最低雇用年齢の引き下げ、時間外労働時間の上限引き上げなど、全体として、規制緩和が行われました。直近では、改正労働法が2014年1月28日に公布されています。この改正は、ラオス労働法をさらに国際基準に近づけることを目的としています。

2 雇用の形態、分類

(1) 雇用の形態

2014年改正労働法（以下、「労働法」といいます。）上、労働契約は、口頭または書面によって締結することができるものと規定されていますが（労働法第77条、なお本章では以下特に指定がない限り条文番号は労働法のことを指すものとします）、一方または両方の当事者が法人または組織の場合、労働契約は書面によって締結される必要があります（第77条2項）ので、注意が必要です。

また、労働契約書には、以下の内容を含む必要があります（第78条）。

- ア 使用者および労働者の氏名
- イ 労働者の業務の範囲、権利、義務、責任および職業的な義務の範囲
- ウ 労働者の給与または賃金
- エ 労働契約の期間、契約の発効日および満了日
- オ 使用者および労働者の住所
- カ 給与または賃金の支払方式
- キ 労働者の試用期間
- ク 労働者に対する福利厚生およびその他の方針
- ケ 勤務日、週休日および公休日

- コ 労働契約満了時に労働者が受ける利益
- サ その他両当事者が法律に従って必要と考える事項

(2) 雇用契約の分類

労働契約は、使用者と労働者との間の合意に基づき、有期または無期とすることができます（第 76 条 1 項）。2014 年の改正前までは、有期労働契約に関する期間の制限が存在していませんでしたが、改正労働法では、有期労働契約の最大年数は 3 年と規定され、3 年を超えて勤続する労働者は無期労働契約の労働者とみなすとされています（第 76 条 2 項）。

契約終了時の事前通知等は有期労働契約か無期労働契約かによって、後述するとおり、異なる取り扱いを受けますので注意が必要となります。

(3) 試用期間

労働法上、使用者は、労働者と労働契約を締結した後、労働者が十分な能力を有しているかどうかにつき評価するために、試用期間を設けることができます（第 79 条 1 項）。

試用期間については、非熟練労働者については、試用期間は 30 日間を超えることができません。特別な技術を必要とする労働者については、試用期間は 60 日間を超えることができないと規定されています（第 79 条 2 項）。

試用期間中の賃金について、労働法上、労働者はその労働について、給与または賃金の 90%以上の支払いを受ける、と規定されていますので注意が必要です（第 79 条 5 項）。

3 雇用の終了

(1) 有期労働契約の終了

有期契約は、両当事者の合意により、または、当事者のいずれかによる契約違反があった場合に解除することができます。使用者が契約違反を行った場合、使用者は、契約の残存期間の給与、ならびに、契約および法律に定められたその他の手当を支払わなければなりません（第 80 条 2 項）。

(2) 無期労働契約の終了

各契約当事者は、いつでも無期労働契約を解除することができます。ただし、肉体労働に従事する労働者については 30 日以上、頭脳労働に従事する労働者については 45 日以上前までに、他方当事者に対して、事前に通知を行う必要があります（第 80 条 1 項）。

(3) 使用者による契約解除

使用者は、次の場合、労働契約を解除することができます。ただし、使用者は、(5)に記載する補償を行う必要があります(第82条)。

ア 労働者が特別な技術を欠く場合、または、健康状態が悪く、医師の診断書を保有している状況において、かつ、使用者が当該労働者に対して、その能力および健康状態に応じた他の適切な業務に就くことを許可したが、当該労働者が依然として役務を提供することができない場合

イ 使用者が、事業所内の業務の向上を目的とした人員削減が必要と考え、組合、労働者代表または労働者の過半数との協議の後、労働管理局に報告を行った場合

また、労働者が下記に掲げるいずれかの違反を犯した場合、使用者は補償金を支払わず、かつ、労働管理局の許可を求めることを要することなく、労働契約を解除する権利を有します(第86条)。

ア 故意に使用者に対して損害を与えた場合

イ 使用者から警告を受けた後に、事業所の就業規則または労働契約に違反した場合

ウ 4日間連続で、理由なく業務を放棄した場合

エ 事業所に対する故意の犯罪について、裁判によって禁固刑の判決を受け、かつ収監された場合。ただし、事業所以外に対する故意の犯罪の場合は除く。

オ 他の労働者、特に女性の権利を侵害し、既に警告を受けていた場合

(4) 労働者による契約解除

労働者は、次の場合、労働契約の解除を行うことができ、かつ、補償を請求することができます(第83条)。

ア 労働者が治療後もその健康状態が悪く、医師の診断書を所持している状況において、かつ、使用者が既に当該労働者を新しい役職に異動させたが、当該労働者が依然として役務を提供することができない場合

- イ 労働者が複数回、労働契約に基づき、使用者に対して不服を申し立てたが、解決がなされなかった場合
- ウ 職場の移転が労働者にとって役務提供することができない理由となり、労働組合または労働者代表および村から当該事項に関する証明書が発行されている場合
- エ 使用者側から性的虐待、嫌がらせもしくは性的嫌がらせを受けた、または、そのような行為の発生を使用者が無視した場合

(5) 解雇補償金

労働法は、労働者の勤続年数にかかわらず、使用者は労働者に対し、当該労働者の契約終了前の月給の 10%に勤続月数を掛けた金額を支払わなければならないと規定しています（第 90 条 1 項）。

もっとも、十分な理由がない解雇など、正当な理由なく契約が終了された場合（第 88 条）には、使用者は労働者に対し、当該労働者の契約終了前の月給の 15%に勤続月数を掛けた金額を支払わなければならないとされていますので、注意が必要です（第 90 条 2 項）。

4 最低賃金に関する規定

(1) 最低賃金額

ラオスの賃金規定については、労働法第 105 条に加えて、労働社会福祉省労働局より 2015 年 2 月 9 日付でラオス最低賃金改正に関するガイドライン (No.808/LSW) が発行され、規律されています。

最低賃金は、当ガイドラインの発行により 2011 年に改正された 626,000 キープ/月（約 78 米ドル）から、2015 年 4 月 1 日より 900,000 キープ/月（約 110 米ドル）となっています。すべての事業者は、2015 年 4 月 1 日より、上記最低賃金に関する規制に従う必要があります。

(2) 最低賃金の定義

当ガイドラインが定める最低賃金の定義は、政府が規定する最低限の給与または労賃を意味し、労働者の基礎的な生活を保証するための給付であると規定されています。

これには、その他の諸手当（時間外労働賃金、手当、賞与、食費、宿泊費、送迎費、その他の褒賞金等）は含まれないので注意が必要となります。

(3) 適用対象

最低賃金規制の対象はあらゆる社会経済事業体の生産、サービス事業体で働く労働者、技術を持たず非熟練で専門性の無い非正規労働者および家庭内労働者を主に対象としていますが、別途規定される国際機関で働く労働者は除くと規定されています。

5 労働時間に関する規定

(1) 労働時間

労働時間については、1日8時間または1週間に48時間を超えることは認められていません(第51条2項)。また、休憩時間は60分以上とし、労働時間に含めてはなりません(第51条3項)。

(2) 時間外労働

使用者は、必要な場合には、労働者に対して時間外労働を要請することができます。ただし、労働組合、労働者代表または労働者の過半数の事前の同意を得ることが必要となります(第53条1項)。

また、時間外労働は、月45時間以内または1日3時間以内とし、連続して4日を超えて実施してはなりません。ただし、天災への対応、または、事業所に大きな損害をもたらす可能性のある事故のような緊急時については例外が認められる可能性があります(第53条2項)。

さらに、時間外労働の場合、以下の割増賃金を支払う必要があります(第114条1項、同条2項)。

ア 労働者は、17時から22時までの時間外労働については、通常の150%の割増賃金を受け取る権利を有します。

イ 労働者は、22時から翌朝6時までの時間外労働について、通常の200%の割増賃金を受け取る権利を有します。

なお、時間外労働の割増賃金は、給与または賃金支払額を26日で除し、さらに8時間で除した金額に割増比率および時間外労働時間を乗じて算出します(第114条3項)。

(3) 週休または祝日労働

労働者は、週休日または祝日の労働について、通常労働日の時給の 250%の割増時給を受け取る権利を有します（第 115 条 1 項）。

また、労働者は、週休日または祝日の 16 時から 22 時までの労働について、通常労働日の時給の 300%の割増時給を受け取る権利を有し、週休日または祝日の 22 時から翌朝 6 時までの深夜労働について、通常労働日の時給の 350%の割増時給を受け取る権利を有します（第 115 条 2 項、同条 3 項）。

(4) 深夜労働

労働法上、深夜とは、22 時から翌朝 6 時までの時間帯をいい(第 61 条 1 項)、深夜労働とは、深夜に連続して 7 時間以上行われるあらゆる形態の労働をいいます(同条 2 項)。なお、深夜に労働する労働者は、次に勤務を開始するまでに 11 時間以上の休憩を取る必要があります(同条 3 項)。

また、深夜またはシフト労働の特別手当は、通常の労働日の時給の 15%以上と規定されています(第 116 条 1 項)。

表 18 時間外労働、深夜労働に対する賃金割合 一覧表

労働時間帯	賃金割合
(夜間労働ではない) 平日における時間外労働 (17 時～22 時)	150%
(夜間労働における) 平日における時間外労働 (22 時～翌 6 時)	200%
週休または祝日における時間外労働	250%
(夜間労働ではない) 週休または祝日における時間外労働	300%
(夜間労働における) 週休または祝日における時間外労働	350%
深夜またはシフト労働	時給の 15%割増

出所：改正労働法よりジェトロビエンチャン事務所作成

第8章 労働法制 2

1 休暇に関する規定

(1) 週休

労働者は、1週間に1日以上または1カ月に4日以上の日を有する権利を有します。なお、日曜日は、使用者および労働者の合意によって、その他の曜日を当該休日にあてることができます（労働法第54条）。

(2) 祝日

労働者は、次の祝日に、有給による休暇を取得する権利を有します（第55条1項）。なお、祝日が週休日にあたる場合は、代替休日を与える必要があります（同条2項）。

<ラオスの祝日一覧>

(ア) 正月	1月1日（1日間）
(イ) 国際女性の日（女性のみ）	3月8日（1日間）
(ウ) ラオス正月	4月中旬（3もしくは4日間）
(エ) 国際労働者の日	5月1日（1日間）
(オ) 女性同盟設立記念日	7月20日（1日間）
(カ) 教師の日（教員または教育管理者のみ）	10月7日（1日間）
(キ) 外国人労働者の各国の建国記念日	（1日間）
(ク) 建国記念日	12月2日（1日間）

さらに、7月20日 女性同盟設立記念日（1日間）が女性同盟法で規定されています。

慣習的休日（法律上休日ではありませんが、慣習上実質的に休日となっている日）は、以下のとおりとなります。なお、年により日付が変動することもあります。

(ア) オークパンサー（雨安居明け）	（1日間）
(イ) ボートレース	（1日間）
(ウ) タートルアン祭	（1日間）

(3) 年次有休休暇

1年以上連続して勤務した労働者は、15日間の年次有給休暇を取得することができます。使用者は、事前に、労働者の年次有給休暇取得日を定める、または、労働者と合意して年次有給休暇取得日を定める必要があります（第57条1項）。

労働者が使用者側の理由によって年次有給休暇を取得できない場合、使用者は、未消化の年次有給休暇の日数分の100%分を買い上げる必要があります（第57条4項）。

(4) 個人休暇

労働者は、次の各号に掲げる場合、3日間以上、有給による個人休暇を取得することができます（第58条1項）。

- ア 労働者自らの父、母、配偶者または子が負傷して入院し、かつ、他に看護をする者がいない場合
- イ 労働者自らの父、母、配偶者または子の死亡
- ウ 労働者自らの結婚
- エ 労働者の妻の出産または流産
- オ 労働者が自然災害に被災した場合

なお、個人休暇は年次有給休暇から控除することはできません（第57条3項）。4日以上
の休暇については雇用主がその可否を判断することができるという判断がなされています
（労働社会福祉省見解）。

(5) 疾病休暇

労働者は、診断書を提示した上で、1年間に最大30日間、有給による傷病休暇を取得する権利を有します（第56条1項）。なお、本規定、労働災害または業務上の疾患による傷病休暇には適用されませんので、注意が必要です（第56条3項）。

(6) 出産休暇

ラオス労働法では、産休は出産の前後に105日以上取得することができますが、このうち42日以上は出産後に取得しなければならないと規定されています。また、労働法は、産休期間中の女性労働者に対し、通常の賃金の支払いを認めています（第98条1項）。

表 19 休暇に関するまとめ

項目	概要
週休	1週間に1日以上、または1カ月に4日以上の日付与
祝日（公式）	年間9日分
年次有休休暇	年間15日（勤続1年以上の労働者のみに適用）
個人休暇	冠婚葬祭など家族に影響を与える事象や自然災害が発生場合、 3日間以上の個人休暇を取得 個人休暇は、年次有休休暇から控除不可
疾病休暇	医師の診断書がある場合において、最大30日認められる
出産休暇	105日以上（ただし、出産後42日以上の必要） 産休期間中は、通常の賃金支払いが必要である

出所：改正労働法よりジェトロビエンチャン事務所作成

2 労働組合、労働者代表に関する規定

労働法上、10人以上の労働者を雇用する事業所は、労働者代表または労働組合を設置する必要があります（第166条1項）。

従業員数に応じて労働者代表を選任する義務（労働者が10人～50人の場合は、1人。51人～100人の場合は、2人。以後、100人ごとに1人を追加）を規定されています（第166条4項）。

3 就業規則に関する規定

労働者を採用した企業は就業規則を作成し、所轄地区の労働管理局に提出する必要があります（第63条）。

また、就業規則は、使用者と労働組合、労働者代表または事業所内の労働者の過半数との協議を経た上で受諾される必要があります（同条2項）。

さらに、就業規則はラオス語で作成され（同条5項）、事業所内で周知徹底する必要があります（第65条）。

就業規則に記載すべき内容は以下のとおりです（第64条）。

- ア 事業所の勤務開始および終了時間、ならびに、事業所の所在地および（存在する場合は）責務
- イ 休憩、昼食休憩および勤務時間中に必要な休憩時間
- ウ 週休日

- エ 傷病またはその他必要な理由による休暇の日数
- オ 送付、道具および保護器具の使用法を含む、職場における労働災害および業務上の疾患を防ぐための規制および安全衛生基準
- カ 労働紛争または懲戒処分の手続きおよび方法
- キ 労働者への福利厚生および義務的規則

4 社会保険制度に関する規定

社会保障法は 2013 年 8 月 20 日に公布され、2015 年 7 月 24 日付で社会保障法実施に関するガイドラインが發布されています。これまでは、1999 年 12 月 23 日付社会保障制度に関する首相令に基づき、社会保障制度が規定されてきました。この度、首相令から法律に格上げされたことに伴い、より詳細に条項が定められ、対象者の保護が厚く設定されています。社会保障制度の管轄は、労働社会福祉省の管轄下にある社会保障基金（National Social Security Fund, NSSF）となっています。

対象者は、一般民間企業で働く使用者、被用者に加えて、国家公務員やフリーランス等も含まれます（社会保障法第 5 条、10 条）。

今まで一般民間企業で対象者となっていたのは、10 人以上の従業員を有する企業のみでしたが、今回の改正によって従業員の数に関する規定は削除されました。実務上は、従業員の数にかかわらず、雇用者および被用者の加入が義務付けられています。

社会保障基金での登録には、

- ・ 使用者、被用者の個人情報に関する書類（指定フォーム有り）
- ・ 被用者名簿（指定フォーム有り）
- ・ 雇用契約書
- ・ 登記証明

が必要となります（社会保障法第 65 条）。

社会保障基金は、書類受理後、30 日以内に社会保障登録証明書を発給する必要があります（社会保障法 66 条）。

ラオス社会保障制度上において、社会保険料は使用者と被用者の双方が負担するかたちとなりますが、使用者はグロス給与の 6%を、被用者は 5.5%を支払うことになっています（社会保障法第 55 条、56 条）。ただし、グロス給与の上限を 200 万キープとしていますので、社会保険料の最大金額は、使用者負担額は最大 12 万キープ、被用者負担額は最大 10 万キープとなります。

被用者の保険料は使用者が月給から控除し、使用者負担分とともに社会保障基金に銀行振込納付、もしくは直接支払いが可能です。なお、社会保障費は、個人所得税から控除されます。

5 労働争議および労働仲裁に関する規定

労働争議は、使用者とその労働者が労働問題について合意に達することができない場合に生じます。以下の二つの態様に分類されます（労働法第 147 条）。

1. 「権利に関する争議」：労働法、労働規定、雇用契約、企業就業規則もしくはその他の規則の実施に関する争議
2. 「利害に関する争議」：新しい恩典や権利を獲得するために使用者に請求することから生ずる争議。

労働争議の解決は、次に掲げる方法に従って行われる必要があります（労働法 148 条）。

- ア 和解
- イ 行政による紛争解決
- ウ 労働争議解決委員会による解決
- エ 裁判所による解決
- オ 国際協約に則った紛争解決

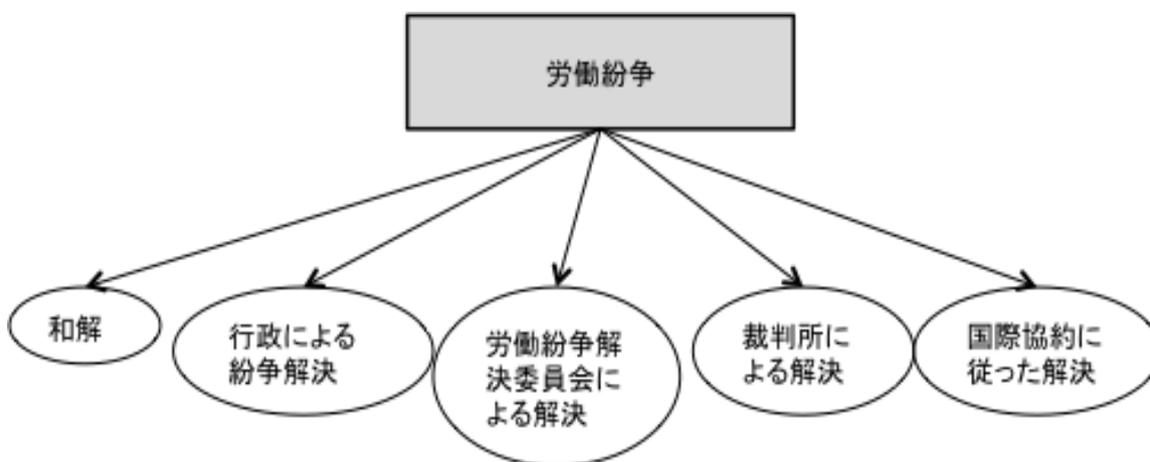


図 2 労働争議の解決方法 労働法を参考にジェトロピエンチャン事務所作成

ア 和解

和解とは、同じ事業所における利益に関する紛争の、法律に則った、労働使間における平和な手段による協議、交渉および和解による解決方法をいいます。和解を成立させる際は、事業所の労働組合または労働者代表が関与するものとします。解決の結果は、当事者の署名または拇印を押捺した書面によって記録する必要があります（労働法第 149 条）。

イ 行政による紛争解決

行政による紛争解決とは、法律に従い、労働管理局によって行われます。こちらは、利益に関する紛争の解決方法を対象とします（労働法第 150 条）。

ウ 労働紛争解決委員会による解決

労働紛争解決委員会による解決は、利益に関する紛争を対象とします。労働紛争解決委員会が当事者の一方または双方の申し立てを受理した際、委員会は、法律に則り、その役割、権利および義務に従って紛争を解決します（労働法第 151 条）。

エ 裁判所による解決

労働紛争が発生した場合、当事者の一方は、人民法廷または労働法廷に対して法律に則った解決を求めて訴訟を提起することができます（労働法第 152 条）。

オ 国際協約に則った紛争解決

国際的性格を有する紛争の解決は、労働管理局、労働紛争解決委員会への申し立ての前に、ラオス国を一方当事者とする協約または合意に基づいて解決することができます（労働法第 153 条）。

第9章 外国人労働許可および入国管理規定

1 外国人労働者の受け入れ

使用者は、事業所内における人材配置計画を作成する際、ラオス人労働者を優先する必要があります。ただし、その需要をラオス人労働者で満たすことができない場合には、使用者は、外国人労働者の使用を申請する権利を有します（労働法第68条）。ラオスで働く外国人は、20歳以上で、職位に応じたスキルと専門的能力があり、犯罪歴がなく、健康で、その他必要な条件を満たす者、と規定されています（第43条）。

また、外国人労働者の雇用期間は、最大 5 年までとなっておりますので、注意が必要です（第 45 条）。

2 外国人労働者の割合規制

事業所内の外国人労働者受け入れ比率は、次の規定に従う必要があります（第 68 条 2 項）。

- ア 肉体労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 15%
- イ 頭脳労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 25%

なお、実務的には、現時点では上記要件を満たさなくとも労働許可の発行が認められるケースが多い状態です。

3 外国人労働許可およびビザの取得手続き

ラオスでの労働許可およびビザ（LA-B2 ビザ）取得の流れは以下のとおりとなっております。

- ① 外国人従業員割当申請（フォーム 1 労働社会福祉省への申請）
日数：約 5 営業日程度
- ② 入国ビザ申請に関する許可取得（外務省領事局への申請）
日数：約 5 営業日
- ③ 外国人従業員導入申請および登録（フォーム 2、労働社会福祉省への申請）
日数：約 5 営業日程度
- ④ 滞在許可証申請（労働省社会福祉省への申請）
日数：約 4 営業日
- ⑤ 滞在許可証の申請（公安省外国人入国管理局への申請）
日数：約 7 営業日

⑥ ビジネスビザ（マルチプル）の申請（外務省領事局への申請）

日数：約 4 営業日

必要書類は、以下のとおりとなっています。

- ・ 従業員リスト
- ・ 申請者の雇用契約書
- ・ 申請者の履歴書、パスポートの写し
- ・ 健康診断書、卒業証明等（場合によって、要求される可能性有り）
- ・ 証明写真（3cm×4cm） 5 枚
- ・ 企業登録証の写し（労働許可・滞在許可申請時）
- ・ 納税者番号証明証の写し（労働許可・滞在許可申請時）
- ・ 入国ビザの写し（労働許可・滞在許可申請時）

4 査証（ビザ）申請手続き

ラオスで、公用を除く就業目的で入国するには、外国人投資家用のビジネスビザ（NI-B2）もしくは I-B2）あるいは外国人労働者用の労働者ビザ（LA-B2）のいずれかが必要となっています。それらのビザを有し、パスポートの残存期間が 6 カ月以上ある者は、ラオス政府より設立・コンセッション契約の認可を受けた企業からの申請により、滞在許可証の発給を受けることができます。ラオスにおけるビザの種類は、以下のとおり存在しています。

<ラオスにおけるビザの種類一覧>

- ア 外交官 VISA(D-A1)
- イ 公務員 VISA (S-A2)
- ウ 夫婦 VISA (SP-B3)
- エ 公用 VISA(C-B1)
- オ 観光 VISA (T-B3)
- カ 短期 VISA(NI-B3)
- キ 長期 VISA (I-B3)
- ク 永久 VISA(P-B3)
- ケ 専門家 VISA (E-B2)
- コ トランジット VISA (TR-B3)
- サ ビジネス VISA (NI-B2 もしくは I-B2)
- シ 学生 VISA (ST-B2)
- ス プレス VISA (M-B2)
- セ 労働者 VISA (LA-B2)

60日以下の勤務の場合、ラオス政府から許可が下りたすべての外国人に対して、マルチプルビザが発行されます。また61日以上で登録済みあるいは滞在許可証あるいはIDカードを有する場合には、複数回の出入国が可能なマルチプルビザが発給されます(2014年12月26日付外国人出入国管理法第21条)。

マルチプルビザの有効期限は滞在許可証あるいはIDカードの期限に制限され、一般的な投資家および外国人労働者には3カ月、6カ月、1年のいずれかの期限のビザが発給されます。ラオス政府と10年以上のコンセッション契約を有する投資家とその家族は3～5年の長期滞在許可・マルチプルビザの発給が受けられます(2009年5月25日付外国人出入国管理に関する首相令(No136)第15条)。なお、ビザの有効期限はパスポートの残存期限の6カ月前までに制限されています。

滞在許可証とマルチプルビザの取得にかかる費用は以下のとおりとなっています(2012年12月26日付手数料・サービス料に関する国家主席令第32条、第34条、第37条)。

表 20 滞在許可とマルチプルビザの取得費用

滞在許可証	手数料	サービス料
3カ月(許可登録)	30万キープ	2万キープ
6カ月(許可証発行)	60万キープ	10万キープ
1年(許可証発行)	120万キープ	
マルチプルビザ	手数料	サービス料
3カ月	30万キープ	5,000キープ
6カ月	60万キープ	
1年	120万キープ	

出所：手数料・サービス料に関する国家主席令よりジェトロビエンチャン事務所作成

また、以下のとおり2016年3月現在27箇所の国境地点が存在しており、短期査証(アライバルビザ)については、各国境地点で申請し、取得することができます。ただし、国境地点によっては、アライバルビザが取得できない箇所があり、注意が必要です。

表 21 国境地点一覧

No	ラオス側国境ポイント	県	相手国側国境ポイント	インフラ	アライバ ルビ サ
1	ワッタイ国際空港	ヴィエンチャン都		国際空港	◎
2	ルアンパバン国際空港	ルアンパバン県		国際空港	◎
3	パクセー国際空港	チャンパサック県		国際空港	◎
4	サワンナケート国際空港	サワンナケート県		国際空港	◎
5	タナレン駅	ヴィエンチャン都	ノンカイ駅(タイ・ノンカイ)	鉄道	◎
6	バーン・ムアングモーム	ボケオ県	ヴァングプング(タチレク)(ミャンマー)	メコン川	X
7	ボーテン	ルアンナムター県	磨憨(中国)	RN13	◎
8	ラントウイ	ポンサリ県	勐康(中国)	RN1A	◎
9	第4友好橋(フエサーイ)	ボケオ県	チェンコーン(タイ)	RN3 友好橋	◎
10	第1友好橋(ヴィエンチャン)	ヴィエンチャン都	ノンカーイ(タイ)	友好橋	◎
11	ナムゲン	サイニャブリ県	ホアイコーン(タイ・ナーン県)	RN4A	◎
12	ナムフアング友好橋	サイニャブリ県	ルーイ県フィーターリー郡(タイ)	RN1	◎
13	バクサン	ポリカムサイ県	ブンカン(タイ)	RN13 S	X
14	第3友好橋(タケク)	カムアン県	ナコンパノム(タイ)	友好橋	◎
15	第2友好橋(カイソン)	サワンナケート県	ムクダーハン(タイ)	友好橋	◎
16	ワンタオ	チャンパサック県	チョンメック(タイ)	RN16	◎
17	ナムソイ	ホアパン県	タイホアン省ナーメオ(ベトナム)	RN6- PR217/QL 217	◎
18	ナムカーン(ノンヘッド)	シェンクワン県	ゲアン省(ナムカン)(ベトナム)	RN7/QL7	◎
19	ナムパオ	ポリカムサイ県	ハティン省カウチエオ(ベトナム)	RN 8/QL 8	◎
20	ナーパオ	カムアン県	クアンビン省ジャロー(ベトナム)	RN12/QL29	◎
21	デンサワン	サワンナケート県	クワンチ省ラオバオ(ベトナム)	RN9/QL9	◎
22	パンホック	ポンサリ県	ディエンビエンフー省タイチャン(ベトナム)	RN 4/PR 42/QL 279	◎
23	プークア	アタプー県	コントウム省ボーイー(ベトナム)	RN18/QL 40	◎
24	ノンノッキアン	チャンパサック県	トゥラピアングクヒアン(カンボジア)	RN13 S	◎
25	ラライ	サラワン県	クワンチ省ラライ(ベトナム)	RN15B	◎
26	プードウ・パーケオ	サイニャブリ県	ウタラディット県プードウー(タイ)	No.3612	X
27	ゴールドトライアングル	ボケオ県			◎

出所：公安省出入国管理局資料（2014年）よりジェットロビエンチャン事務所作成

第 10 章 土地に関する法制

1 土地に関する法制

ラオス土地法（2003 年）第 17 条は、「土地については、国家共同体の所有に属し、国家は法律に従い、使用权、譲渡権および相続権を保障する」と規定しています。

同規定に基づき、ラオス国内外の個人・団体はラオスにおける土地を所有することはできません。他方、個人・団体には、土地の自由占有、使用を内容とする「土地利用権」が認められています。

土地法は、国土の管理責任は政府に帰属し、その管理は集中的かつ統一した方法で行われると規定しています。左記は現在は天然資源環境省土地管理局が監督しています。

土地管理局は、他の政府機関や民間機関を通じて土地の利用や管理を監督、具体的には、土地の測量や利用計画の策定、地租の徴収、登録土地台帳の整備、土地利用権利書の発行等を含む土地に関連する管理業務を担っています。

売買、賃借、担保権設定等の土地に関連するすべての取引は、該当土地の所在地を管轄する土地管理局において登記簿に登録しなければなりません。

2 土地に関する権利

2003 年 10 月 21 日に改訂されたラオス土地法第 64 条は、ラオス国内で居住、投資、あるいは法に則った活動を行う、外国人居住者・無国籍者・外国人またはこれらによる団体は、政府から土地を賃借またはコンセッションを取得することができる旨を規定しており、また同法第 65 条は、その賃借期間についての制限事項を規定しています。

表 22 ラオスの土地に関する制限

賃貸人	賃借人	制限
ラオス政府	外国人居住者もしくは無国籍者、または、それらによる団体	30年を超えない範囲で、活動の方式・規模・条件に準じて設定可能 政府の承認に基づいて延長が可能
ラオス国民		20年を超えない範囲で設定可能 当該土地を所轄する県または首都の役所の承認の下に契約者双方の合意に基づいた延長が可能
ラオス政府	ラオス人民民主共和国内での投資を行う外国人	50年を超えない範囲で、活動やプロジェクトの方式・規模・条件に準じて設定可能 政府の合意に基づいて延長が可能
ラオス国民		30年を超えない範囲で、活動やプロジェクトの方式・規模・条件に準じて設定可能 県または首都の役所の申請によって天然資源環境省土地管理局の承認が得られれば、契約者双方の合意に基づいて延長が可能
特定経済区および特別経済区		土地の賃借や免許権取得は 75 年を超えない範囲で設定可能 国民議会の承認に基づいて延長が可能

出所：改正土地法よりジェトロピエンチャン事務所作成

なお、1 万ヘクタール以上の土地を対象とする賃借権またはコンセッションの取得には、国民議会の承認が必要となっています（土地法第 65 条）。

また、外国人居住者、無国籍者、外国人、あるいはそれらによる団体がラオス政府から土地を賃借する、またはコンセッションを行う場合において、当該賃貸借またはコンセッションに関連する当該自然人または団体所有の資産を売却するときには、政府がその資産を購入する優先権を有するとされる等、さまざまな制限が設けられています（土地法 66 条）。

3 土地の分類

ラオス土地法第 11 条では、表 22 のとおり土地を 8 種類に分類しています。ここでは、その一部を紹介します。

表 23 ラオスの土地の分類

	分類
1	農業用地
2	森林
3	水域
4	工業用地
5	公共事業用地
6	文化的用地
7	国防および治安維持用地
8	建設用地

(1) 農業用地

政府は、実施する農業の種類に応じて、個人または家族に対し、目的や土地分配計画に則って、長期的かつ効果的な農業用地の使用を認めています（土地法 17 条）。

(2) 森林

政府は、個人または家族に対し、家族内労働力 1 人あたり 3 ヘクタールを超えない範囲で、その目的に則って、荒廃あるいは劣化した森林地の長期的かつ効果的な使用を認めています。それ以上の面積を必要とする者は、政府に対して、賃借またはコンセッションを申請することができるとされています（土地法 21 条）。

また、郡または市街地域の役場は、村落の委員会と連携して、土地権利書の発行をもって、その所轄の地域内における森林地利用権の個人および団体への譲渡の検討および承認を行うとされています（土地法 22 条）。

(3) 水域

水域の所在する村落の委員会は、その適切な保全と使用のために、郡または地域の役場に対し、同水域を含む土地の個人または団体への譲渡に関する調査および提案を行うとされています（土地法 26 条 1 項）。

水域を含む土地が個人または団体が利用権を有する地域内に存在する場合において、水・水資源管理局または科学・技術・環境局によって当該土地の使用が水域を含む土地に悪影響を与えないことが判明したときは、当該地域には、当該個人または団体の利用権が及ぶとされています（同条 2 項）。

(4) 工業用地

工業手工業省は、工業用地の管理、ならびに、環境保全を含む、工業用地の管理、保護、開発および使用に関する規則の研究開発、および、その規則を政府にはかり、その承認を受けることとされています（土地法 28 条 1 項）。

送電線敷設帯、燃料・ガスのパイプライン用地、水道管用地のための土地管理を行う場合、工業手工業省は、交通運輸建設局、および、その他関係機関との調整を図らなければならないとされています（同条 2 項）。

工場建設にかかわらず、土地の使用目的に応じて分類変更を行う場合には変更申請が必要です。その際に手数料が発生します。

費用は、手数料・サービス料に関する国家主席令第 3 号（2012 年 12 月 26 日付）にて、以下のとおり規定されています。

表 24 土地分類の変更手数料

No	地目変更の目的	平方メートルあたりの手数料（キープ）		
		都市部	地方都市部	遠隔地
1	農地の商用地への変更	2,000	1,000	500
2	農地の居住地への変更 (水田を除く)	100	50	30
3	居住地の農地への変更	5	3	2

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

4 土地管理・登録

(1) 土地の占有権

ラオスでは、土地の所有権に関する制度が外国投資家の活動に与える影響は大きなものとなっています。外国投資家の土地所有は認められていないことから、土地への投資方法は賃借という方法になりますが、この点、賃借している土地占有の正当性の有無は、賃貸人が保有する土地の所有者が本当に賃借人かどうか、土地の権利関係にかかってきます。

ラオスにおいて土地の権利関係を証明する文書である、土地利用権証明書の手入・確認が、ラオスにおける不動産において非常に重要となります。

現在、土地台帳制度の改善に向け、多くの支援活動が行われていますが、国土のかなりの部分は、いまだ権利が付されていない状態のままですので、注意が必要です。

(2) 建設規制

2009年11月26日付建設法(No.05/NA)は、建設工事について、実現可能性調査や測量、設計、許可に関する条件等を定めています。

建設許可は建設形態にかかわらず、いずれも所管機関が付与しています。例えば、橋梁や道路、鉄道、水供給、衛生設備、電気通信施設、堤防などの建設許可は、公共事業・運輸省が、ダムや発電所鉱山などに関する建設許可はエネルギー・鉱業省がそれぞれ担当します。

なお、建設により発生した損害についてはすべて、事業開発者に責任が発生します。

また、建設業者が合意する建設契約は、「契約・不法行為法」に盛り込まれている建設契約に関する条項を順守する必要があります。

(3) 担保設定

現在、ラオスには統一的な民法典は存在していないため、担保権については、契約担保履行法により規定されています。

ア 担保権の分類

契約担保履行法によれば、ラオス法上、担保権は以下のとおり分類されます。

- (i) 動産担保(契約履行担保法 10 条から 19 条)
 - a 物についての質(同法 12 条から 14 条)
 - b 書類についての質(同法 15 条から 16 条)
 - c 倉庫の商品についての質(同法 17 条)
 - d 無体物についての質(同法 19 条)
- (ii) 不動産についての担保(同法 20 条から 25 条)
- (iii) 人(自然人・法人)による保証(同法 26 条から 30 条)

イ 不動産担保

「不動産担保」とは、「債務者の土地、家屋、工場のような不動産または不動産利用権によって債権者に対して債務の弁済または他の義務の履行を保証するものであり、利用権証明書債権者または委任を受けた他の者の占有下に置く」ものであると定義されています(同法 20 条)。

また、このうち、不動産使用权に担保設定する場合については、事前に所有者の同意を得る必要があります(同法 20 条)。

不動産担保設定契約には、不動産の価値、不動産の面積、場所等その他の情報を定める必要があります（同法 22 条）。

ウ 不動産担保設定実務

ラオスにおいて担保設定を行う場合、以下のような手続きを行う必要があります。これらはラオス独自の手続きとなりますので、注意が必要です。

（i） 村長の公証

不動産担保契約については、①村長もしくは公証人、および、その他証人 3 人、または、②3 人の証人の面前での契約締結が効力発生要件となっているため（契約担保履行法 21 条）、注意が必要です。

この点、村長は所轄地区や村内での状況を最も把握している立場であると認識されていることから、村長の公証を受けた書類は、裁判所や監督官庁における判断の際に重要な参考資料として取り扱われますので、上記①の方法を取ることが推奨されます。

（ii） 公証役場（司法省管轄）

すべての契約の形式要件として、基本的に公証役場で公証を受ける必要があります（契約法 15 条）。なお、通常、公証役場ではラオス語の契約書しか受け付けてくれないため、提出する契約書はラオス語で記載されている必要があります。

（iii） 担保権の登録・登記

担保権者は、担保権を登録・登記することにより、担保を有さない他の債権者、後順位担保権者との関係において、被担保債権について優先弁済を受けることができますようになります（同条、同法 25 条）。

a 不動産担保以外の担保権：財産管理局（財務省管轄）

不動産担保以外の担保契約の登録は、財務省財産管理局において行う必要があります（ラオス契約履行担保法 31 条）。

b 不動産担保権：土地管理局（天然資源環境省管轄）

不動産担保契約の登記は、天然資源環境省土地管理局において行う必要があります（同条）。

エ 不動産担保執行実務

契約担保履行法は、担保設定契約で定めることにより、事前の和解手続き、訴訟手続き等の裁判所手続きを経ることなく、担保執行を行うことができると定めており（同法 34 条）、法律に違反しない限りでの私的実行を認めています。

ただし、担保権者は、動産執行を行う場合は10日以上、不動産執行を行う場合は15日以上、の事前通知が必要になります(2011年6月20日付契約担保履行法実施に関する首相令(No178第43条および第67条))。

他方、被担保債務の弁済、担保期間の経過または被担保債権の放棄によって担保権は登録・登記手続きを経ることなく、自動的に効力を失います(同法37条)。

5 土地に関する紛争解決

土地に関する事務的な紛争解決は土地管理局の管轄であり、正式な許可を得ない土地利用や、該当土地の用途や法令に反する土地利用、地租や諸手数料の不払いなどの問題は同局が責任を負います。

他方、土地の移動や相続、契約書などに関する民事問題は、村レベルで仲裁されることになっています。これらの問題が村レベルで解決できない場合は、裁判において解決されることになります。

第 11 章 特別経済区および特定経済区

1 特別経済区および特定経済区の概要

現在、全国に 12 カ所の特別経済区および特定経済区（以下、「SEZ」といいます）が認可されており、一部整備、開発がなされています。

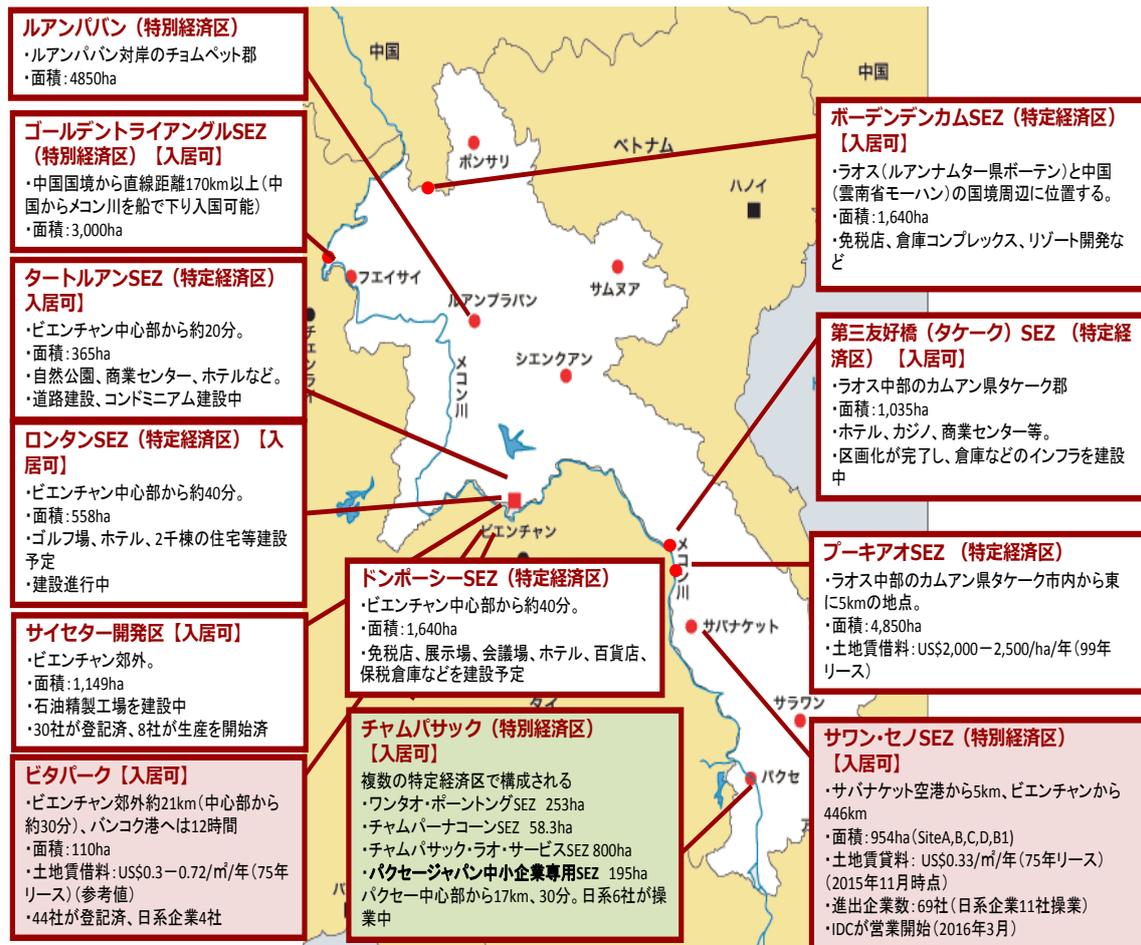


図 3 ラオスの SEZ 一覧

出所: JETRO ビエンチャン事務所

特別経済区とは、新たな都市造りとしてのインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動を意味しています。特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含んでいます(投資奨励法第 16 条)。

ビエンチャンではピタパーク SEZ、サワンナケートではサワン・セノ SEZ、パクセーではパクセー日本中小企業専用 SEZ などが存在しています。

SEZに関する法令は、2010年のSEZに関する首相令、SEZ管理委員会の組織および活動に関する首相令や各個別のSEZを規定する法令が存在しています。

2 SEZにおける優遇措置

各経済特区では、国家経済特区委員会と当該経済特区の開発業者の間で独自に設定した優遇措置を供与しています。現在、多くの日系企業が入居している主要なSEZ（首都ビエンチャンのビタ・パークSEZ、サワナケート県のサワン・セノSEZ、チャンパサック県のパクセー日本中小企業専用SEZ）では、以下のとおりほぼ同様の優遇措置を提供しています。

表 25 ラオス主要経済特区の優遇措置

法人税免除	利益が発生する年度から2～10年間（投資内容により変動、後述）
法人税免除期間終了後の法人税率	8%または10%
所得税	サワン・セノSEZ、パクセー日本中小企業専用SEZ：5% ビタ・パークSEZ：7%
法人税免除恩典後の配当税率	5%
付加価値税	0%（物品輸入時）
輸入原材料、事業用設備・機会などの輸入関税率	0%

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

以下では、ラオスで代表的な二つのSEZの法人税優遇措置について詳細に解説致します。

(1) サワン・セノSEZの法人税優遇措置

サワン・セノSEZでは、セクター別に法人税免除期間は、投資セクターや投資額によって、以下のとおり内容が変動します（サワン・セノSEZの管理規則および奨励政策に関する首相令第25条第6項）。なお、パクセー・日本中小企業専用SEZも同様の規定が適用されます（2015年12月17日付パクセー・ジャパンSME工業団地特定経済区の投資優遇に関するレター（No.1068/S-NCSEZ））。

表 26 サワン・セノ SEZ、パクセー・日本中小企業専用 SEZ 法人税優遇措置基準

セクター・投資額	法人税免除期間	免税期間終了後の法人税
a. 製造業		
(製造業とは、原材料や部品等を新たな生産物に転換する生産・製造・組み立て・加工業、家具製造・車両組み立て・電子部品組み立てなどを含む製造業を意味しています)		
生産物の 70%以上の輸出	10 年	8%
ハイテク生産	10 年	8%
生産物の 30~69%の輸出	7 年	8%
生産物の 0~29%の輸出	5 年	8%
その他	5 年	8%
b. サービス業		
(サービス業とは、サービスの対価を得ることを目的に、労働・ノウハウ・設備・車両・その他資産を利用して、他人にサービスもしくは役務を提供することを意味しています。例えば、物流業、倉庫業、住宅建設業、観光業、銀行、保険、大学等です。)		
投資規模が 200 万米ドル以上	10 年	8%
50 万米ドル以上 200 万米ドル未満	8 年	8%
30 万米ドル以上 50 万米ドル未満	6 年	10%
15 万米ドル以上 30 万米ドル未満	4 年	10%
5 万米ドル以上 15 万米ドル未満	2 年	10%
c. 商業セクター		
(商業とは、販売目的でさまざまな原材料・商品を加工することなく元の状態で利用すること定義されています。例えば、商品の輸出入業、卸業、免税店などとなっています。)		
ラオス製品を外国に輸出する商務	5 年	10%
仲介貿易、二カ国間貿易	3 年	10%
一般商務	2 年	10%

出所：サワン・セノSEZの管理規則および奨励政策に関する首相令、パクセー・日本中小企業専用SEZの管理規則と投資促進に関する規定 (No.036)。

(2) ビタ・パーク SEZ

ビタ・パーク SEZ では、セクター別に法人税免除期間は、投資セクターや投資額によって、以下のとおり内容が変動します (2011 年 4 月 20 日付ビタ・パーク SEZ の管理規則と投資促進に関する規定 (No.036))。

表 27 ビタ・パーク SEZ 法人税優遇措置基準

セクター・投資額	法人税免除期間	免税期間終了後の法人税
a. 製造業		
生産物の 70%以上の輸出	5～10 年間	10%
生産物の 30～69%の輸出	5～7 年間	10%
生産物の 30%未満の輸出	5 年以下	10%
b. サービス業 (サービス業とは、サービスの対価を得ることを目的に、労働・ノウハウ・設備・車両・その他資産を利用して、他人にサービスもしくは役務を提供することを意味しています。例えば、物流業、倉庫業、住宅建設業、観光業、銀行、保険、大学等です。)		
投資規模が 200 万米ドル以上	10 年	8%
50 万米ドル以上 200 万米ドル未満	8 年	8%
30 万米ドル以上 50 万米ドル未満	6 年	10%
15 万米ドル以上 30 万米ドル未満	4 年	10%
5 万米ドル以上 15 万米ドル未満	2 年	10%
c. 商業セクター (商業とは、販売目的でさまざまな原材料・商品を加工することなく元の状態で利用すること定義されています。例えば、商品の輸出入業、卸業、免税店などとなっています。)		
ラオス製品を外国に輸出する商務	5 年	10%
仲介貿易、二カ国間貿易	3 年	10%
一般商務	2 年	10%

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

第 12 章 知的財産に関する法制

1 知的財産権に関する法制度

ラオスは 1995 年に WIPO（世界知的所有権機関）設立条約、1998 年に工業所有権保護に関するパリ条約、2006 年に特許協力条約に加盟しています。その後、2013 年 2 月に WTO に加盟したことにより、TRIPS 協定にも加盟しています。また、ラオスの知的財産に関する主な省庁は、科学技術省内の知的財産局となっています。

ラオス国内の知的財産権関連法令については、2011 年 1 月に改正知的財産法が公布されています。また、同法の制定を受けて、知的財産法に関する首相令が 2012 年 1 月に公布されています。同法および同省令では、商標、特許、意匠、著作権等の基本的な知的財産権について包括的に規定しています。

以下が知的財産関連法令に記載される項目一覧となります。

表 28 ラオスの知的財産の概要

項目	区分	登録要件	保護期間	登録保護料の支払い
特許	工業所有権 (第 9 章)	新規性、進歩性、 産業上利用性	20 年間	毎年
小特許	同上	同上	10 年間	毎年
意匠	同上	新規性、装飾的	15 年間	5 年ごと
商標	同上	識別性	10 年間	10 年ごと
集積回路	同上	独自性	12 年間	毎年
原産地	同上		無期限	初回のみ
営業秘密	同上		無期限	初回のみ
一般植物品種、 野生品種	植物品種 (第 10 章)	新規性、識別性、 均等性、安定性	木と蔓 25 年間 その他 20 年間	毎年
現地植物品種	同上	同上	同上	毎年
新植物品種	同上	同上	同上	毎年
著作権	著作関連 (第 11 章)		著作者の死後 50 年 間。著作隣接権は作品 が完成した年の年末 から 50 年で、登録は 不要	

出所：知的財産関連法よりジェトロピエンチャン事務所作成

なお、ロイヤリティーや技術料の本国送金に関する規定は、同法および同首相令では規定されていません。

2 商標権

ラオスでの商標権については、改正知的財産法および知的財産法に関する首相令により規定されています。商標については、年間約 2,000 件程度の出願が受理されており、科学技術省知的財産局が管轄し、知的財産局内部にて各種審査を行っています。ラオスは中国からベトナム、タイ、ミャンマー等へ向けた模倣品や海賊版等の不正商品の流通ルートになっているケースも多く、通関時に不正商品を載せた貨物の差し押え等が実施される事例もあります。

(1) 商標権の概要

商標の登録要件は、近隣諸国と同様に、①識別性、②同一の商品またはサービスについての登録商標、著名商標、地理的表示と同一でないこと、③同一の商品またはサービスについての登録商標、著名商標と類似し、商品またはサービスの出所や関連性に関し混同や誤解を生じさせるものでないこと、④法律で禁じられたものを含まないこと、と規定されています（知的財産法第 3 条、23 条）。

また、近隣諸国と同様に、ラオスは先願主義を採用しています。保護期間は、登録日から 10 年と規定されています。当該保護期間は、10 年ごとの更新、延長が可能となっております（知的財産法第 51 条）。

ラオスでの出願については、合法的な商業およびサービス業に従事する自然人または法人について出願が認められています。また、国外に居住する出願人、またはラオス国内に事務所または居所を有しない出願人はラオス国内の代理人を指定しなければならないと、定められています。

(2) 商標の出願、登録手続き

ラオスでの商標の申請および登録手続きは以下のとおりとなっております（知的財産法第 38 条）。

- ① 知的財産局で出願書類の方式審査を行い、出願料の支払いを行います。
- ② 出願書類に不備があった場合、補正命令が出された上、60 日以内に修正を行う必要があります。
- ③ 方式審査が終了した後、出願内容に関する内容審査が行われます。

- ④ 出願要件を満たしていると判断された場合、知的財産局では商標登録証を交付し、当該商標が登録台帳に登録された後、工業財産公報に掲載されます（同法第 39 条）。

なお、申請期間は実務上、出願後、約 6 カ月程度といわれています。

3 著作権

ラオスでの著作権については、商標権と同様に、改正知的財産法および知的財産法に関する首相令により規定されています。著作権は、芸術、文学さらに科学の分野を含めての創造的な作品に対する権利を意味し、著作物は 芸術、文学、科学の分野の創作的作品で形式、形態を問わないと規定されています（改正知的財産法第 3 条、第 11 条）。その他、著作隣接権に関する規定も存在しますが、ここでは省略します。

著作物は創作された時点で、直ちに、自動的に保護され、著作権登録の必要性はありません（同法第 88 条）。著作権は創作とともに発生し、以下に記載の年の年末まで継続します。著作者の死後 50 年間、共同著作の場合、最後まで存命した著作者の死後 50 年間有効となります（同法第 109 条）。

第13章 紛争解決に関する法制

1 裁判制度

(1) 裁判制度

ラオスでは、日本やその他多くの国々同様、三審制が採られています。ラオス民事訴訟法は以下の裁判所を規定し、以下の各裁判所は、以下の各事件について管轄を有します。

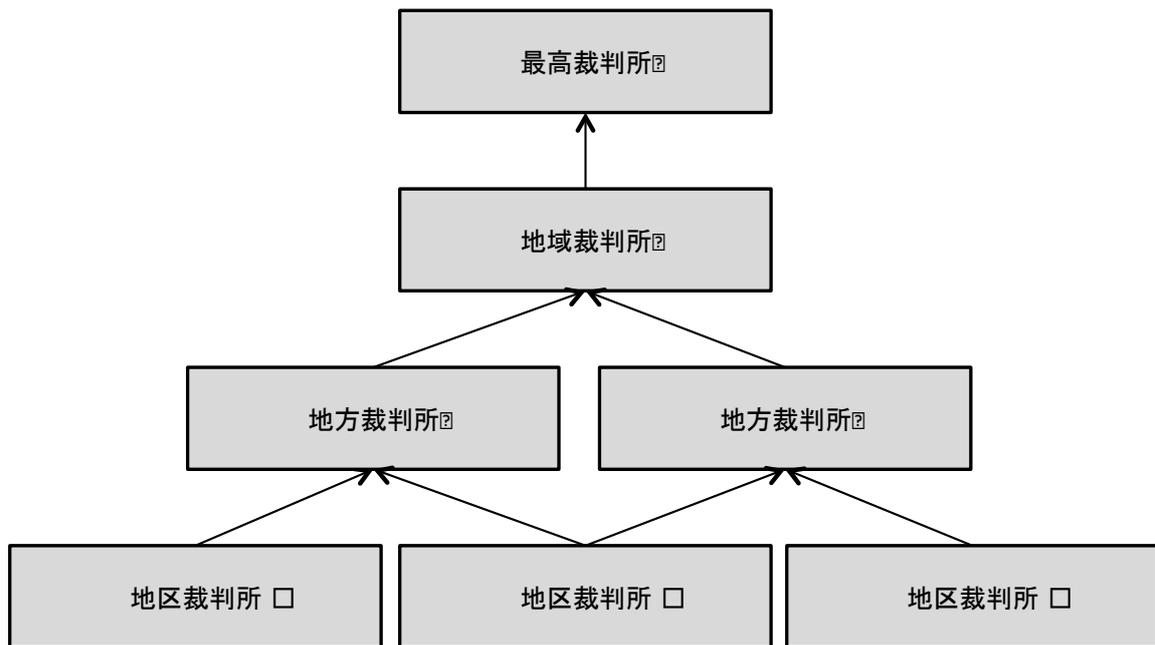


図4 ラオスの裁判制度

ジェトロビエンチャン事務所作成

ア 裁判所の種類

(7) 地区裁判所

地区裁判所では、訴額が300万キープを超えない事件が取り扱われます。

取り扱う事案の種類としては、一般民事事件・労働事件・婚姻に関する事件のうち、商事事件および未成年に関する事件を除く事件です。

(1) 地方裁判所

地方裁判所では、訴額が300万キープを超え、地区裁判所の管轄外の事件が取り扱われます。

地方裁判所は地区裁判所同様、第一審の役割を果たしますが、地方裁判所は、地区裁判所で取り扱われた事件の第二審としての役割も果たします。この点は、日本における簡易裁判所と地方裁判所の役割と同じです。

(ウ) 地域裁判所

地域裁判所は、地方裁判所で取り扱われた事件の第二審としての役割を果たします。日本における高等裁判所と役割は同じです。

(エ) 最高裁判所

最高裁判所は、法律に関する問題を取り扱います。また、下級審で取り扱われた事件の第三審としての役割を果たします。

イ 各種事件の取り扱い

ラオスにおける事件は五つの種類に分類され、それに応じた取り扱いがなされています。

(ア) 一般民事事件

一般民事事件には、商事事件を除く、財産に関する請求、相続に関する請求、損害賠償請求が含まれます。

(イ) 労働事件

労働事件には、労働契約から生ずる紛争、労働災害に関する紛争、賃金請求が含まれます。

(ロ) 商事事件

商事事件には、商事契約から生ずる紛争、割賦支払請求、知的財産に関する紛争、倒産事件、保険・金融に関する事件、国際取引に関する紛争が含まれます。

商事事件においては、手続きの最初に必要な和解手続きが行われます。

また、商事事件においては、調停および強制力のない仲裁裁定を含む商事仲裁事務所の決定を取り扱うことができます。

(ハ) 家族事件

家族事件には、結婚および保護に関する事件が含まれます。

(ニ) 少年事件

少年事件には、未成年に関する事件が含まれます。

(2) 民事訴訟法

ラオス民事訴訟法は、2012年に施行され、これにより、民事紛争解決システムが大きく進歩しました。

同民事訴訟法において特筆すべき特徴として、法および裁判所の前では、ラオス市民、外国人および無国籍者は平等であること、裁判手続きはラオス語で行われなければならない

ず、ラオス語が理解できない当事者は、通訳者・翻訳者の補助を受けて自国語を用いることができること、国家秘密に関する事案を除いて公開の法廷で審理が行われること、そして、判決が公開されることが挙げられます。

(3) 判決の執行

判決の執行に関する法律は、法的に有効かつ適切な、最終の裁判所の命令および判決の執行について規定しています。同法は、執行裁判所に、差押命令を含む執行判決を出す権限を与えています。

執行機関としては、主に司法省がこれを担いますが、裁判所、警察および検察官がこれを補助します。執行官は、財産の所有者または債務者に通知を出した上で、財産の没収、差し押さえまたは移動命令を出すことができます。

競売を行う前には差押財産の価値が鑑定委員会によって鑑定され、鑑定結果は公開されなければなりません。その他、間接強制として、罰金等の手続きが設けられています。

(4) 外国判決の承認・執行

ラオスは外国判決の承認および執行に関するハーグ条約に批准していません。しかしながら、判決の執行に関する法律は、ラオス裁判所の署名を受けた外国判決は執行可能であると規定しています。

また、民事訴訟法は以下の条件で外国判決を承認する旨規定しています。

- ・ ラオスにおいて執行することが要求される条約が存在すること
- ・ 判決の公式ラオス訳が存在すること
- ・ 外国判決がラオス法規に違反しないこと
- ・ 外国判決がラオスの主権に悪影響を及ぼさないこと

民事訴訟法はさらに、裁判所に対し、外国判決がラオス裁判所において判断されるべき事項かどうか判断する権限を与えており、ラオス裁判所は外国判決承認の是非について広い裁量を有することになります。

裁判所は、外国判決の承認を求められた場合、執行を受けることになる当事者（ラオスに居住している場合）を呼び出し、外国判決に関する説明を行わなければなりません。

上記のように、ラオス法が裁判所に対して、外国判決の承認について広い裁量を与えていることから、ラオス裁判所における再審理が行われない限り、ラオスにおける外国判決の執行は困難であるものと考えられます。

2 調停・仲裁制度

(1) ラオス国内における調停および仲裁手続き

ラオス国内における調停および仲裁手続きは、2010年改正経済紛争解決法に定められており、これらは経済紛争解決センター/室が取り扱います。

同法は、経済紛争解決センター/室にて取り扱うことが可能な調停、仲裁案件の条件を、以下のように定めています（同法16条）。

- ア 経済、または、貿易に関する紛争であること
- イ 当事者が契約で調停または仲裁に付すことを合意している紛争であること
- ウ 当事者が任意に調停または仲裁による紛争解決に合意した紛争であること
- エ 人民裁判所に係争中、または、判決が確定していない紛争であること
- オ 国家の存在、社会環境の治安に違反しない紛争であること

当事者は、調停による解決か、または、仲裁による解決かを選択することができます（同法21条）。

言語は、他の言語にするとの契約などが無い限り、ラオス語によるとされています（同法13条）。

また、経済紛争解決センター/室が、紛争解決手続きの過程で得た情報や書類の機密は、当事者の許可が無い限り、保護されます（同法14条）。

(2) 調停

調停とは、当事者自らが紛争を解決するもので、協議、審議、相談を単独または複数の調停人を入れて行うものとされています（同法22条）。

当事者は1人、または、複数（ただし、奇数に限られる）の調停人を選定できます。

調停は、調停人選任後15日以内に開かれ、本人または代理人による出席が必要とされます（同法25条）。調停において、当事者は問題、情報や証拠などを調停人に示すことが可能です（同法25条）。

調停は、当事者が合意に至った場合、当事者の一方または双方が理由なく欠席した場合、当事者が合意に至ることができない場合、および、当事者が死亡し、承継人が存在しない場合に終了します（同法26条）。

なお、調停による解決ができなかった場合、当事者は仲裁を申し立てることも可能です（同法27条）。

(3) 仲裁

仲裁は、当事者の合意に基づき 3 人以上の奇数の仲裁人により構成される仲裁委員により執り行われます（同法 30 条）。

当事者は、仲裁委員に対し、紛争に関する情報および証拠を提出しなければなりません。また、仲裁委員は、当事者からの申請または合意に基づき自ら情報および証拠の調査を実施すること、必要に応じて専門家に情報および証拠の真実性の調査を依頼することができます（同法 32 条）。

仲裁委員は、選任から 3 カ月以内に仲裁判断を下さなければなりません。証拠収集の複雑さやその他の理由により遅延する場合には、経済紛争解決センター/室は当事者に対し、その旨を知らせなければなりません（同法 33 条）。

仲裁委員は、当事者の申し立ての範囲内でのみ、仲裁判断を下すことができます。仲裁委員内で判断が分かれた場合、多数決により決定します。仲裁判断は、当事者またはその代理人の面前で言い渡されなければなりません。また、仲裁判断は、判断日、または、当事者の一方が正当な理由なく仲裁判断言渡期日に欠席した場合には仲裁判断の通知日に、効力が発生します（同法 36 条）。

仲裁判断に対し以下の理由により不服のある当事者は、仲裁判断受領後 45 日以内に人民裁判所に提訴することが可能です。（同法 38 条）。

- ア 仲裁合意がなかった場合
- イ 仲裁合意が取り消された場合
- ウ 仲裁委員の構成が当事者の合意または法規に反している場合
- エ 仲裁手続きが法律または当事者が合意した経済紛争解決規則に反している場合
- オ 仲裁委員に提出され仲裁判断の基礎とされた情報または証拠が偽造されていた場合
- カ 仲裁委員が金銭、財産、その他公正を歪める物を受領した場合
- キ 紛争が 2010 年改正経済紛争解決法の範囲外である場合
- ク 仲裁判断が当事者の申し立ての範囲を超えた場合、または、これに不足する場合

なお、当事者は、仲裁判断前に和解をすることもできます。この和解は書面を作成し、かつ、当事者、仲裁委員、および仲裁の実施された経済紛争解決センター/室長の署名がなされなければなりません。この和解は仲裁判断と同様の効力を有します（同法 35 条）。

(4) 調停合意・仲裁判断前の和解・仲裁判断の履行・執行

当事者は、調停合意、仲裁判断前の和解、仲裁判断につき、それぞれの効力発生から 15 日以内にこれを履行をしなければなりません（同法 48 条、49 条）。

調停合意、仲裁判断前の和解、または、仲裁判断が履行されない場合、これにより不利益を被る当事者は、裁判所に対し、強制執行命令の申し立てを行うことができます（同法 50 条）。裁判所は、申立受理から 15 日以内に判断をしなければならず、調停合意、仲裁判断前の和解、または仲裁判断が法規等に従ってなされたものかを確認の上、適切に実施されていたと判断した場合には、強制執行命令を下します。なお、当該命令は即日発効し、これに対する上訴はできません（同法 51 条）。他方で、法規違反があったと判断された場合、当事者は、経済紛争解決センター/室に対し再仲裁の申し立てを、または、裁判所に対し提訴することができます（同法 51 条）。

(5) 外国仲裁判断の承認・執行

ラオスはニューヨーク条約に批准しています。

外国仲裁判断は、下記条件をみたす場合に裁判所において承認を受け、執行することができます（同法 52 条）。

- ア 当事者がニューヨーク条約加盟国に国籍を有すること。
- イ 外国仲裁判断の内容がラオス憲法ならびに安定、平和および環境に関する規則に反しないこと。
- ウ 支払義務を負う当事者がラオスにおいて財産を有している、事業を行っている、株式を保有している、銀行預金を有している、またはその他財産を保有していること。

第 14 章 撤退に関する法制

撤退に関する法律は、会社法および破産法に規定されています。撤退には、会社法上に基づく解散手続きと破産法に基づく破産手続きが存在しています。撤退のケースでは、ほとんどのケースで会社法上に基づく解散手続きが利用されています。

1 会社法上の解散手続き

会社は、株主総会の特別決議に基づいて解散することができます（会社法第 149 条）。解散に関する手続きは、以下のとおりとなります。

表 29 解散手続きの申請プロセス

	申請プロセス	条件 / 基準
1	取締役会決議 / 株主の特別決議	
2	解散趣旨書の提出	会社は商工省（駐在員事務所の場合、計画投資省）に対して、解散趣旨書を提出する。
3	管財人の選定（会社法第 170 条）	選定について特別総会での決議が必要。
4	債権者への通知	新聞掲載が必要。
5	監査申請、税金決済	税務署にて監査を受ける必要があります。
6	監査証明書の発行	税務署より発行。
7	商工省（計画投資省）	商工省もしくは計画投資省への閉鎖に関する届出の提出。
8	解散、閉鎖証明書の発行	商工省もしくは計画投資省より発行。
9	銀行口座の閉鎖	
10	関連省庁への通知	

出所：会社法よりジェトロビエンチャン事務所作成

2 破産手続き

ラオスでは、「破産法」が 1994 年 10 月に施行されています。破産法は、国家や債権者の財産に対する秩序ある保全方法について規定しています（破産法 1 条）。ラオスで事業を行うすべての業者および法人に適用されます（破産法第 3 条）。

会社が、①債務返済能力を有しない場合、②債権者が少なくとも 20 日以上間隔を空けた上、3 回以上の返済の通知を行っている場合、および③債務者が当該通知について署名をし

ているが、返済しない場合、債権者、会社の請求により、裁判所は破産処理手続きを開始することができます（破産法第5条、6条、7条）。

表 30 破産手続きの申請プロセス

	申請プロセス	条件 / 基準
1	債権者または会社代表者の破産手続き申し立て	(1) 債権者による申し立ての場合、債権債務（例えば、債務者の未払いを証明する資料等）に関する証拠書類の提出が必要です（同法第6条）。 (2) 会社による申し立ての場合、株主総会の通常決議が必要となります（同法第7条）。その他債務者リストや債務総額などを提出する必要があります。
2	裁判所による申し立ての受領	
3	裁判所による判決	申し立て受領日から7日以内に裁判所は申請者に決定を通知する必要があります（同法第10条1項）。
4	会社による状況説明書類の提出	裁判所の判決後、会社は15日以内に提出する必要があります（同法第10条2項）。
5	裁判所による協議の実施	裁判所の判決後、35日以内に裁判所の審議のための会議を行う必要があります（同法第10条3項）。
6	管財委員会の設置	裁判所は、管財委員会を設置する（同法第16条）
7	債権者集会の実施	
8	破産手続き開始もしくは却下判決	
9	破産手続き開始の公告	公告の10日以内に、3日間続けてメディアに公示しなければならず、また各関連省庁や機関に送付しなければならない（同法第43条）
10	清算委員会の設置	裁判所は、清算委員会を設置する（同法第38条）。
11	会社清算の開始	清算委員会は、裁判所の監督下にて、清算を開始し、主導する。
12	清算委員会による分配	債務弁済の優先権は以下のとおりです（同法第44条）。 1. 従業員の給与 2. 政府への債務 3. 担保権が設定されている債務 4. 担保権が設定されていない債務
13	残余財産の分配	残余財産がある場合、株主に分配する（同法第45条）。
14	破産手続き終了の公告	

出所：破産法よりジェトロピエンチャン事務所作成

第 15 章 為替、金融に関する法制

1 外国為替管理制度の概要

ラオスの外国為替管理制度に関する法律は、2014 年 12 月 22 日に公布された外貨管理法があります。同法によれば、ラオス中央銀行が提案して政府が承認した場合を除いて、ラオス国内での財およびサービスの取引、債務支払いなどに外国通貨を用いることを禁じています(外貨管理法第 10 条)。加えて、会計資料や帳簿類等も必ず現地通貨で記載する必要があります。

しかしながら、特にラオス都市部では、現地通貨の他に米ドル、タイバーツ、人民元などが流通しており、法律と実態が合っていない状態です。

為替相場管理については、同法第 55 条にて、管理フロート制を導入していることが記載されており、主要通貨に対して年率上下 5%以内の変動となるよう管理しています。

2 貿易取引

ラオス国内での支払いは、すべて現地通貨キープにて実施する必要があります(同法 1 第 10 条)。ただし、輸入財の購入への支払いや輸出入にかかわるサービス業務への支払いなど、一部外貨での決済が認められています。法律上、以下に該当する場合は外貨での取引が認められています(同法第 10 条)。

- (1) 輸入財に対する支払い
- (2) 輸送、保険、倉庫保管の費用など財の輸出入に直接関わるサービスへの支払い
- (3) ラオス政府、あるいはラオス政府が許可した機関に承認された協定に準拠する対外債務の返済
- (4) ラオス政府、あるいはラオス政府が認可した機関による承認に基づく外国への援助
- (5) ラオス外国投資奨励管理法に規定される、外国投資家による利益、配当、資本、利子、サービス費用、帰国した外国人労働者の賃金の本国あるいは第三国への送金
- (6) ラオス政府が認可した外国への投資金の送金
- (7) 外国への留学、観光、訪問、治療
- (8) ラオス中央銀行の規則に準拠するその他の目的

3 貿易外取引

輸送、保険、倉庫保管の費用など財の輸出入に直接かかわるサービスへの外貨による支払いが認められています(外貨管理法第10条)。

また、技術援助契約に基づく、海外本社等ラオス国外の企業へのロイヤルティー支払いにも外貨の利用が認められています（2015年11月25日ラオス中央銀行金融政策局外国為替管理課へのヒアリングより）。

4 資本取引

(1) 対内直接投資

外国投資家は、ライセンスに記載された通貨の種類・金額の登録資本金を、ラオスの商業銀行口座に送金する必要があります。複数回にわたって資本の輸入を行う場合、政府に認可された対外借入金を含むすべての外国為替と資産の輸入を都度ラオス中央銀行に申告する必要があります。ラオス中央銀行は、銀行取引明細書あるいは、資産の場合は税関での申告伝票をもって、資本金証明書（Capital Inportation Certificate）を発行します。いずれの書面もない場合は、当該証明書が発行されません。輸入した資本は直接投資事業に関係する活動に使われる必要があります（同法第24条）。

(2) 対外直接投資

ラオス人で国外での直接・間接投資を希望する場合は関係機関の認可が必要となっています。その認可を受けて、ラオス中央銀行が外国への資本の送金を認可します。認可に必要な書類は以下のとおりです（2010年4月2日付外国為替および貴金属管理法実施における通達第1号第24条）。

- ア ラオス国外への資金送金申請書
- イ 計画投資省が発行した海外投資ライセンス
- ウ 投資先国の関係当局が発行した投資ライセンス
- エ 預金銀行が発行した投資家の銀行口座証明書

5 送金規制、外貨の持ち込み・持ち出し

外国投資家は利益、配当、資本金、利子等を母国あるいは第三国に送金することが認められています。法律上、ラオス人・外国人ともに外貨の送金金額に上限はありません（同法第13条）。外貨の持ち込みについても制限はありませんが、ラオス中央銀行が定める上限金額（1億キープ相当）を超える場合は税関へ申告する必要があります（2015年5月19日付ラオス出入国時の現金・貴金属・流通証券の申告に関する細則第6号）。

投資奨励法に規定される外国投資家による利益、配当、初期投資、利子、サービス費用、帰国した外国人労働者の賃金の、本国あるいは第三国への送金が認められています。(2010年4月2日付外国為替および貴金属管理法実施における通達 (No.1) 第23条)。

送金の際に必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 送金申請書
- ・ 預金銀行の銀行口座証明書
- ・ ラオス中央銀行が発行した資本金送金証明書
- ・ ラオス中央銀行が発行した借入許可書 (借入金および利息の送金の場合)
- ・ 配当に関する理事会あるいは株主総会決議

また、外国への通貨の持ち出しは、ラオス中央銀行の定める上限金額 (1 億キープ相当) まで可能となっています(外国為替および貴金属管理法実施における通達第 1 号第 13 条)。上限を超える場合には、ラオス中央銀行の許可が必要となっております。持ち込み証明書がある場合においては、国境の関税官に進行して持ち出すことができると規定されています (外貨管理法第 14 条)。

6 資金調達

ラオスでは、企業の資金調達に関する規制はほとんどなく、地場銀行ないしは外資系銀行からの現地通貨建て借入れ、外貨通貨建て (パーツとドル) 借入れが可能となっています。

海外からの資金調達は海外金融機関からの借入れが認められており (2010年4月2日付外国為替および貴金属管理法実施における通達 (No.1) 第20条)、親子ローンも一般的に利用されています。借入れに際しては、ラオス中央銀行の許可を得る必要があります、ローン契約書、送金許可書等を提示をする必要があります (同通達第20条2項)。なお、親子ローンにおいては利息の送金には10%の課税がなされますので注意が必要です。

個人・法人の対外借入れおよび貸し出しの際は、以下の必要書類をラオス中央銀行・金融政策局外国為替管理課へ提出して認可を受ける必要があります。金額・融資期間・通貨に関して特に規定はなく、個別の借入れ・貸し出し契約に基づきます。未許可で対外借入れ・貸し出しを行った場合、借入・貸出額の0.1%の罰金 (2回目以降は前回の2倍) が科せられるので注意が必要となります (外貨管理法第49条)。

ア 対外借入れの際の必要書類

- ・ 対外借入申請書
- ・ 概要事業計画書
- ・ 借入金利用計画書、借入金返済計画書

- ・ 借入契約書のドラフトあるいは借入人と貸出人のつながりを証明するもの
- ・ 対外借り入れの株主総会決議書
- ・ 事業ライセンスおよび納税ライセンス（法人の場合）

イ 対外貸し出しの際の必要書類

- ・ 対外貸出申請書
- ・ 外部監査済みの貸借対照表および財務諸表
- ・ 貸出契約書のドラフト
- ・ 貸出元の理事会決議あるいは株式総会決議
- ・ 貸出先の国の信頼できる銀行から発出された返済保証

7 証券投資に関する規制・許認可

ラオスでは、2011年1月に証券取引所が設立されています。2016年3月時点での上場企業は、ラオス外国商業銀行、ラオス電力発電株式会社、ラオワールド株式会社、ペトロリアムトレーディングラオ株式会社、スワニーホームセンター株式会社となっています。

ラオスでの居住者・非居住者ともに証券取引が可能となっています（2010年5月24日付証券および証券市場に関する政府令第255号第23条）。外国人（非居住者）が証券を売買するためには証券取引委員会が発行する投資家登録証明書の取得が必要です。

外国人（非居住者）投資家が証券取引を行うまでの流れは以下のとおりです。

ア ラオスに居住する代理人を選定する

イ 以下の必要書類を用意し、代理人経由で証券取引委員会に提出する。

- ・ 投資家登録申請書
- ・ パスポートあるいは身分証明書（個人投資家の場合）
- ・ 定款、事業ライセンスのコピーあるいは法人所在国の当局が発行した証明書（法人投資家の場合）
- ・ 保管銀行あるいは証券会社への委任状あるいは契約書
- ・ その他、委員会より適宜依頼される資料

ウ 投資家登録証明書を受領した後、証券口座と銀行口座を開設します。現在利用できる証券会社はBCEL-KT証券会社、ラオチャイナ証券会社、ランサン証券会社の3社となっています。BCEL-KLあるいはラオチャイナ証券会社を利用する場合はBCEL銀行に、ランサン証券会社を利用する場合はラオス開発銀行に口座を開設する必要があります。

第 16 章 会計制度

1 ラオスの会計制度概要

ラオスの会計制度は、2014 年の改正会計法が公布されています。同法は、すべての事業体に適用され、ラオスの独自の会計基準を定めています。なお、別途許可を得ない限りは、会計記録はすべてキープを基本単位として記帳する必要があります（同法第 7 条）。

表 31 ラオスの会計制度まとめ

項目	内容
関連法規	改正会計法、改正税法など
監督省庁	財務省（所轄の税務署を含む）
適用対象	全事業体
会計期間	原則的に 1 月～12 月末の期間
会計通貨	キープ
記帳言語	ラオス語
会計書類保存期限	10 年

出所：改正会計法よりジェトロビエンチャン事務所作成

2 会計期間

税法上の課税期間が、1 月 1 日から 12 月 31 日と定められているため、基本的に税法の課税期間と合わせて、設定されています（同法第 8 条）。ただし、継続適用を前提に会計期間を変更することも可能ですが、実質的にほとんど認められていません。

3 会計帳簿

会計帳簿は、複式簿記により記帳することが要求されており、会社は資産を保全し、会計記録の粉飾や不正を未然に防止するような対応が求められます（同法第 17 条）。また、すべての会計記録は証憑とともに最低 10 年間保管される必要があります（同法第 50 条）。さらに、当該会計記録および書類は、税務調査時に遅滞なく提出することが義務付けられています。なお、記帳は原則的にラオス語で記載される必要があります。

4 会計ソフト

ラオスでは、現在 APIS 社が販売している会計ソフトウェアが政府公認ソフトとして、財

務省をはじめ多くのをはじめ会計事務所、税理士事務所等にて使用されています。英語、ラオス語が使用可能となっており、複式仕訳が対応可能となっています。

表 32 会計ソフト例

	価格/セット/店舗	取扱い店舗	対応言語
APIS	約3,000,000キープ (支店ライセンスパック : 6,000,000 キープ)	APIS Company Ltd	英語 ラオス語
Intercom	約 350 米ドル	Inter Computer Co Ltd	ラオス語 英語

購入、セットアップに関しては、上記店舗もしくは販売代理店等にて上記名称のソフトウェアの存否をご確認下さい。また、販売代理店や会計事務所等では導入支援サービスや研修サービスを提供しており、そのようなサービスを受けることも可能となっていますので、併せてご確認ください。

5 会計書類の提出

ラオスでは、管轄省庁に毎月および四半期ごとに貸借対照表、損益計算書等を当局に提出することが要求されています。また、年度会計の締め日以降、3 カ月以内に財務諸表（貸借対照表、損益計算書、会計処理に関する説明資料）を作成、税務当局に年次財務諸表を提出する必要があります（同法第 31 条、48 条）。

第 17 章 税制 1

1 税制概要

ラオスにおける税制は、2016年5月に施行した税法および2015年7月に施行した付加価値税法が中核をなしています。また、改正税法の施行細則等は起草中です。

ラオス税制の特徴としては、税制・省令等の規定自体が不明確なため、恣意的な解釈、運用が行われており、予見しえない事態に直面することも多い状態となっています。

また、ラオス-日本間の租税条約が未締結であり、二重課税のリスクもあります。現在、ラオスが租税条約を締結している国は、タイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ブルネイ、中国、韓国、ロシア、ルクセンブルクとなっています。

ラオスにおける税金の種類には、直接税と間接税があります。直接税には法人税、所得税、環境税等があります。他方、間接税には、付加価値税や物品税等が存在しています。ラオスの税制概要は以下のとおりです。

表 33 ラオスの税制概要

項目	税率	申告	備考
法人税	24% (タバコに関する企業は26%)	四半期 年次 4月、7月、 10月、1月 (各10日迄)	最低税の適用は、2011年の税法改正により廃止。
給与所得税	最高 24%	月次 (翌月 15 日迄)	給与、賞与、手当でのほか、現物支給も課税対象となる。
付加価値税	10%	月次 (翌月 15 日迄)	輸出は適用なし。 インボイス方式が採用。
源泉徴収税	5~10%	月次 (翌月 15 日迄)	配当金の支払い、ロイヤリティの支払い、利息支払いなど。
その他	-	-	関税、物品税、天然資源税など。

出所：税法よりジェトロビエンチャン事務所作成

2 法人税

(1) 法人税の概要

ラオスの法人税率は、原則として24%の税率(たばこ関連産業は26%)となっています。ただし、政府または経済特区の優遇制度や、コンセッション協議・交渉により軽減税率が適用されるケースもあります。なお、最低税(利潤がなくとも売上高ベースで課される税金)は、2011年の税法改正に伴い、廃止されました。

なお、個人事業主や中小企業などで、年間収入が4億キープ以下で付加価値税登録を行っていない事業体は、売り上げベースでみなし課税制度(Lump-sum Tax)を適用することができます(税法第55条、みなし課税制度については、ここでは省略致します)。

(2) 課税期間

法人税の課税期間は、原則として1月から12月となっています(税法第42条)。

(3) 外貨建て取引

すべての外貨建て取引は、銀行が示す為替レートによってキープ換算される必要があります。なお、未実現の為替差損は、損金算入できないので注意が必要です(税法第34条)。

(4) 益金、損金

ア 益金、損金不算入項目

事業収益および損金は、ラオス会計法に従って計上されなければなりません。下記の損金不算入項目に該当せず、事業によって発生した費用であれば、課税年度での損金参入が認められます(税法第35条)。

表 34 主な損金不算入項目の一例（税法第 34 条）

損金不算入項目
法人税額、繰延税費用
固定資産購入にかかる付加価値税
企業資産として評価されていない減価償却費
従業員以外の個人に支払った給与
事業運営に直接関係しない経費（ゴルフ、接待、贈答品など）
企業オーナーなどの個人的な支出
適切なインボイスのない経費、費用の実際額を超過する支払い額
契約や証憑書類を各外部への支払い
未実現為替差損
すべての種類の罰金 など

出所：税法よりジェトロピエンチャン事務所作成

イ 固定資産の減価償却費

減価償却費は、資産の種類ごとに定められた耐用年数により定額法に基づいて算出した額を損金算入できます（税法第 36 条）。なお、耐用年数を決定できない無形資産の減価償却費は損金算入できません。

表 35 固定資産の減価償却費率（定額法の場合、税法第 36 条）

固定資産の種類	償却率（定額法）
経済耐用年数が 20 年以内の工業用施設	5%
経済耐用年数が 21 年以上の工業用施設	2%
永久的な商業用および居住用施設	5%
半永久的な商業用および居住用施設	10%
工業用、農業用、手工業用、建設用の機器、掘削機、運搬車	20%
陸上、水上輸送車両	20%
業務用器材、工具	20%
事務用機器、備品	20%
船舶および航空機	使用時間による
創立費、営業前費用	50%
試掘、探査、フィージビリティ・スタディの費用	20%
業務用ソフトウェア、ハードウェア など	50%

出所：税法よりジェトロピエンチャン事務所作成

ウ 交際費、寄付金、旅費交通費、支払利息など

交際費計上額のうち、売り上げの0.4%を超える部分は損金不算入となりますので、ご注意ください（税法第35条）。交際費と同様に、寄付金計上額のうち、売り上げの0.3%を超える部分は損金不算入となります。また、旅費交通費は売り上げの0.6%、広告費は売り上げの0.5%を超える部分は損金として算入できません。なお、支払利息については、発生ベースで損金算入が可能ではありますが、株主に支払われたものは損金算入できないので、ご注意ください（税法第35条）。

エ 繰越欠損金

事業上の損失を計上した事業者は、①その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受け、②税務当局に承認された場合、発生年度の翌年度以降3年間に繰り越して、それらの年度の課税所得と相殺することができます（税法第40条）。

【Q&A】繰越欠損金について

Q. 欠損金は税務上何事業年度にわたって繰り越すことが可能ですか、また各事業年度の課税所得全額との相殺は認められるか。

A. 税法上、事業上の損失を計上した事業者は、①その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受け、かつ②当該損失が税務当局より承認された場合、発生年度の翌年度以降、3年間繰り越して、それらの年度の課税所得と相殺することができると規定されています（2011年改正税法第39条）。従って、上記①、②の要件を満たす場合は、翌年度以降、最大3年間に渡り繰越欠損金を課税所得から控除することができます。

また、税法上、明確には記載されていませんが、実務上、いわゆる欠損金の繰り戻しは認められていません。つまり、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、納税済みの法人税について、還付を受けることはできません。よって、実務的な観点からは、過去の各事業年度の課税所得との相殺は認められません。

(5) 法人税の申告、納税手続

法人税は原則として、前述のとおり、1月から12月を課税年度として算定されます。ラオスでは、四半期ごとに法人税を前納し、年度末後に確定させる必要があります（税法第39条、42条あるいは改正会計法第8条）。最初の3回の納付期限は、当該年の4月10日、7月10日、10月10日となっており、最終納付期限は翌年の1月10日となっております（同法第39条）。

四半期ごとの納付額は納税者の選択により以下のいずれかに基づき計算されます。

- 前年の法人税納付実績額
- 各四半期の実際利益額
- 当年の法人税見込み額

最終的な納付は、実績課税所得となります。法人税の過払いがある場合、繰り越して将来の法人税納付額から控除することができます。

それに加えて、事業者は、年度末の後、翌年2月末までに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、試算表、重要な税務関連書類を含む）と利益の用途や配当金の支払いに関する株主総会議事録を税務当局に提出しなければなりません（同法第39条）。

3 源泉徴収税

ラオスでは、特定の支払いについて以下の税率で、所得税相当の源泉徴収税が課されます（税法第48条）。

- ・ 配当金の支払い 10%
- ・ 利息の支払い 10%
- ・ 特許権、著作権、商標権等のロイヤリティー支払い 5%

また、非居住者である外国人法人への支払いを行う企業は、以下のとおり、事業税相当の源泉徴収税を支払う必要があります。

それに加えて、後述する付加価値税の納付について源泉徴収されますので（改正付加価値税法第35条）、外国法人への支払いについて、注意を行う必要があります。

表 36 事業税相当の源泉徴収税率

事業の種類	支払総額に対する比率	
	みなし利益税	事業税相当 (みなし利益の24%)
商業	5%	1.20%
製造業	8%	1.92%
運輸業、建設業	10%	2.40%
サービス業	20%	4.80%

出所 メコン流域諸国の税務 第2版 KPMG / あずさ監査法人 2014

【Q&A】 タイ-ラオス間の取引に対する課税について

Q タイのサービス業者にラオスから業務を依頼した場合にラオスでは 依頼者側が付加価値税 10%とタイ業者の利益税 4.8%を源泉して支払う必要があると指摘されましたが、二重課税回避条約にて免除され得るのでしょうか？

A ラオス側での課税について

ラオス側のサービス購入者は、ラオスの税務当局に対して、以下の納付が必要となります。

- (1) 付加価値税 10% (ラオス改正 VAT 法 35 条)
- (2) 源泉徴収税 (タイ法人の前払法人税 売り上げの 4.8%) については、タイ法人にラオス国内に恒久的施設 (Permanent Establishment、PE) が存在しないとみなされれば、免除となります。

本点については二重課税回避条約第 7 条第 1 項に規定があり、一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設 (PE) を通じて、当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる、と規定されています。また、同条第 2 項では、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて、当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる、と規定されています。

この条約の適用上、「恒久的施設 (PE)」とは、事業を行う一定の場所であって、企業がその事業の全部または一部を行っている場所を意味しています (第 5 条第 1 項)。例えば、「恒久的施設」には、(a) 事業の管理の場所、(b) 支店、(c) 事務所、(d) 工場、(e) 作業場等を含みます。本件については、具体的な事情に照らし合わせて、当該ケースが PE に該当するか確認する必要があります。

4 給与所得税

(1) 給与所得税の概要

給与所得に対する所得税は、0~24%の累進課税となっています (その他所得については、5%または 10%)。なお、個々の投資案件においては、政府との協議、交渉により軽減税率が適用されているケースもあります。

(2) 納税主体

ラオス税法では、居住者、非居住者の定義が明確に記載されていません。改正前税法には、居住者の定義は「180日以上の滞在」とされていましたが、改正に伴い削除されています。税法第45条では、ラオス国内で就業する外国人に対しては、全世界課税が適用される旨の規定があり、居住者、非居住者を問わず、全世界所得課税を受ける可能性がありますので、注意が必要です。

(3) 課税所得

課税対象となる給与所得には、給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、住居手当、役員報酬、その他の経済的利益(現物支給含む)が含まれます(税法第46条)。

(4) 給与所得税の計算と申告納付

課税給与所得の金額は、雇用契約に従った給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、役員報酬等の現金支給額と現物支給価額、その他の経済的利益の金額を合計して計算されます(税法第46条)。外貨建て所得は、計算日の為替レートを基礎にキープ換算して計算されます。

表 37 給与所得に対する累進課税(税法第48条)

月次所得	計算の基準	税率
1,000,000キープ以下	100万キープ	0%
1,000,001~3,000,000キープ	200万キープ	5%
3,000,001~6,000,000キープ	300万キープ	10%
6,000,001~12,000,000キープ	600万キープ	12%
12,000,001~24,000,000キープ	1,200万キープ	15%
24,000,001~40,000,000キープ	1,600万キープ	20%
40,000,001以上		24%

出所：税法よりジェトロビエンチャン事務所作成

給与所得税は雇用者によって毎月源泉徴収され、翌月15日までに税務当局に納付される必要があります(税法第51条)。

【Q&A】給与所得税算出方法の例

給与総額が 2,500 万キープの場合は以下のように算出します。

給与総額(a) : 25,000,000 キープ
社会保障費(b) : 2,000,000 (注) x 5.5% = 110,000 キープ
給与所得税対象額 = (a) - (b) = 24,890,000 キープ

ここから、表 36 に基づき以下の計算を行います。

1,000,000 キープ x 0.0% = 0 キープ
+2,000,000 キープ x 5.0% = 100,000 キープ
+3,000,000 キープ x 10.0% = 300,000 キープ
+6,000,000 キープ x 12.0% = 720,000 キープ
+12,000,000 キープ x 15.0% = 1,800,000 キープ
+890,000 キープ x 20% = 178,000 キープ

給与所得税総額は上記の合計=3,098,000キープとなります。

注) 社会保障費は給与総額の天井値として 200 万キープと定められているため、それ以上の給与であっても 200 万キープとして算出します。

【Q&A】ボーナスに対する課税について

Q 年末のボーナスの支払いについて、12月分の所得として申告しなければならないのか、13カ月の所得として申告することができるのかどちらか。

A まず、前提として、ラオス税法上、ボーナスは税法上の「所得 (Income)」として取り扱われ、給与、手当、ボーナス等をすべて合算した給与所得に対して、最大24%の累進課税が適用されます (税法第46条、48条)。

また、給与税の計算方法および納付方法については、給与所得が発生した月ごとに計算され、翌月15日までに税務当局に支払われる必要があると明記されております (税法第51条)。

以上から、①ボーナスは給与と同様に「給与所得」として取り扱われるので、ボーナスということで特別の取り扱いを受けることはなく、②ボーナスを含めた給与所得総額が発生した月ごとに税額が計算され、翌月15日までに納付される必要があります。

従って、ご質問にある「13カ月分の所得」としての申告は不可能であり、所得税を軽減することは不可能です。

第18章 税制2

1 付加価値税

(1) 付加価値税の概要

付加価値税（以下、「VAT」といいます。）は従来の取引高税(Business Turnover Tax)に代わるものとして、2010年1月1日より導入されています。付加価値税に関する事項は税法とは別の付加価値税法により規定されており、2015年7月13日付けで改正付加価値税法（以下、「VAT法」といいます）が公布されています。

VATは、ラオス国内において創出された付加価値を課税対象とする税金です。最終的な税金の負担者は、付加価値税を含む物品やサービスの最終購入者となります。

(2) 納税義務者

VAT法上、以下の事業者は付加価値税の納税義務を負います（VAT法第31条）。

- ・ 年間4億キープ以上の売り上げのある事業者物品
- ・ サービスの輸入者(輸入の目的、頻度は問わない)
- ・ ラオスで税務登録をしていない非居住者で、ラオス国内でサービスの提供を行っている者

なお、売り上げが年間4億キープ未満の事業者でも、一定の要件を満たせば任意で付加価値税の登録を行い、VAT対象事業者となることができます（同法第34条）。

(3) 税率と非課税取引

VATの税率は以下のとおりです（税法第16条）。

- ・ 国内取引及び輸入取引:10%
- ・ 輸出取引:0%

以下のとおり、VAT法第12条に記載のある農業教育、金融や医療等に関する一定の取引に関して、VATは非課税とされています。

- a) 未加工の、または皮が剥がされている、粉碎されている、燻製になっている、製粉されているといったような予備処理のみ実施されている農産物の輸入、販売。
- b) 体全体、または体の一部を含む、生きている、あるいは死んだ状態のあらゆる種類の動物で、新鮮な盛り付け、または無腐状態の形態のものを含む未処理状態または予備処理のみが実施されているもの。
- c) 産業用、果実用、医療用の植林ならびに栽培用の供給品。

- d) あらゆる種類の作物の種、繁殖用の動物、動物用飼料ならびにワクチン、動物用飼料製作において使用する、ならびにワクチンの生産用に使用する原材料の輸入および販売。
- e) 有機肥料の生産において使用される原材料、農産処理製品、有機肥料、生態系、ならびに人間や動物の健康および命に対して危険性がない肥料、および殺虫剤。
- f) 農業活動において使用される機材および機器の輸入、販売。
- g) 国家による研究、試験、科学的解析、ならびに国家により認可された事業者による解析、試験を目的とする化学物質の輸入。
- h) 印紙または切手の輸入および販売。
- i) 飛行機、および国内および国際航空輸送において使用される機器の輸入。
- j) 国際航空輸送で使用される燃料、その他の油、ならびに国際航空輸送サービスを提供する飛行機に搭載される補充品。
- k) 大使館、国際条約協定、ラオス人民民主共和国が公認する国際組織により公式に使用される商品、および関連官庁により事前に認可された商品の輸入。
- l) 関連省庁から認可されている教育活動に寄与するコンピューター、プロジェクター、およびその他の近代的な教育機器を含む学習および教育教科書、近代的な学習、教育機器の輸入、販売。
- m) 政治的政策について報道し、政治的義務を果たす、認可されている新聞、政治的雑誌、非営利、非嘲笑的かつ非刺激的なテレビならびにラジオ番組。
- n) 保育園、幼稚園、初等学校、中等学校、専門学校、職業訓練所、短期大学、学会、および大学といったような組織により提供される教育サービス。
- o) ラオス人民民主共和国の中央銀行により認可されている商業銀行または金融機関における預金および貸付利子。
- p) ラオス人民民主共和国の中央銀行、またはそれにより認可されている者による紙幣を確保するために輸入される金の延べ棒、または紙幣または貨幣の輸入。
- q) 健康保険、生命保険、家畜保険、ならびに植樹保険の提供。
- r) 人間および動物の検査、治療、および診断。
- s) 伝統的な薬剤、動物用医薬品、人間または動物への移植用の人工臓器、人間の血液、ならびに支援用機器、身体障害者ならびに高年者用の車椅子の輸入、販売。
- t) 病院、保健所における公共サービス医療道具、機器、診断機器の輸入、販売。
- u) 国家当局ならびに専門的な業務、公共の利益に仕える市民団体による消防車、救急車、修理設備を搭載した車両、野外テレビおよびラジオ放送車両、その他の専門車両の輸入。
- v) 管理業務に使用される車両を除く国防、公安に仕える車両。
- w) 相続した遺産を除く、海外において業務上の成果をあげた学生、公務員、外交官、ならびに 国内に永住を希望する外国人の、選ばれた、そして個人的な所有品および贈与品の関税法に基づいた輸入。

- x) 政府が締結した合意、協定、契約により定義された補助事業に供給される商品およびサービス。

(4) 納付額の計算、申告納付手続き

VATについては、「課税売り上げに伴う受け取り」と「課税仕入れに伴う支払い」を行い、原則としてその差額を納付、繰り越しまたは還付請求することになります。

VAT登録業者は、VAT登録証の受領以降、月次VAT申告書を翌月15日までに税務当局に提出し納付する必要があります。申告書の提出は VATの受け払いや納付額が一切ない月でも同様に行う必要があります（VAT法第37条）。

輸入業者は関税の申告時に輸入VATも合わせて申告し、納付する必要があります（VAT法第37条）。

(5) VAT 非登録業者、非居住者に対するサービス料支払い

VAT登録業者は、VAT非登録業者もしくは非居住者からサービスを購入する場合、サービス購入時にVATを月次にて別途納付する必要があります（VAT法第14条3項）。すなわち、サービス受け手は、VAT非登録業者もしくは非居住者に、代わりにVATを源泉徴収して納付する必要があります、支払いの際には、必ず相手方がどのようなステータスであるかを確認の上、費用の支払いを行う必要があります。こちらは、ラオス特有の税務リスクですので、ご注意ください。

(6) 還付手続き

VAT法第24条以下では、税務当局に対して還付申請を行うことができ、法律上の要件を満たす限りにおいて、還付を受けることができる旨、明記されています。

(7) タックスインボイス

インボイスは物品・サービスの販売やVATの受け払い、仕入税額控除、還付請求を証明する文書であり、VAT法では、事業者は必ず図5のとおり、ラオス政府公認の領収書を使用しなければならない旨が規定されております（VAT法第33条、39条）。

(8) VAT 関連の罰則規定

2015 年の VAT 法の改正に際して、VAT に関する罰則強化が行われています。例えば、改正 VAT 法第 63 条等において、罰則規定についてより厳格に修正がなされています。

例えば、VAT 法第 63 条 3 項では、「VAT に関する申告が遅れた場合については、月ごともしくは四半期ごとに 50 万キープの罰金を課す」と規定しています。また、63 条 8 項では「VAT の対象となる商品販売、サービス提供について、VAT を納付しない、もしくは実際とは異なる VAT の算出を行った場合等、当該取引によって生じた VAT の 50%分の罰金が課される」と規定されています。

実務では VAT の納付システムが十分に整備されていない状態の中において、きわめて厳しい罰則規定が定められており、注意が必要です。

2 その他税

(1) 物品税

特定の財およびサービスには 3～90%の物品税が課税されます。物品税の支払いについて、輸入財の場合は、税関検問所にて輸入関税申告を提出する際に個別物品税申告書を提出、事業者・サービス提供者の場合は翌月 15 日までに所管の税務局に申告する必要があります。課税対象となる財・サービスと税率は、改正税法第 20 条に記載されており、表 38 に一例を記載しています。

表 38 物品税の例

物品、サービス	税率
酒、アルコール	25～70%
タバコ	15～60%
化粧品	20%
家電製品	20%

(2) 環境税

製造業および天然資源の輸入と利用を伴う事業で、環境汚染や人・動物・植物の健康と生命および生態系に損害を与えるものは、環境税の対象となります（改正税法第 58 条、第 59 条）。

ただし、現時点において、実務上、環境税は徴収されていません。今後、水力発電や鉱山開発などのコンセッション事業を中心に政府との契約で支払いが規定されると予想されます。

(3) 手数料・行政サービス費用

その他の税として、政府機関による証明書・許可証の発行手数料、および政府機関による専門行政サービスに対する費用があります。前者は税務登録証、企業登録証、工場操業許可証、原産地証明書、各事業セクターの事業許可証などの発行手数料や知的財産の登録手数料など、後者は収入印紙や企業登録書類の販売費、技術的書類の精査費、宅地の測量費などが含まれます。手数料・サービス料に関する国家主席令第3号（2012年12月26日付）において各種料金が規定されています。しかしながら、本国家主席令がすべてを網羅していないこと、省庁により別途規定されているケースが散見されますので、注意が必要です。

3 税務調査

ラオスにおける税務調査は、一般に年度の最終確定税額の支払い時に実施されます。すなわち、最終納付にあたり申告書を提出した際に、税務当局が提出された資料をもとに税額の再計算を行い、その結果、会社の納付予定額が過少であるとの指摘を受けることがあります。

また、その他の税務調査の形式として、事前に通知のうえで税務調査が実施されるケースが多くありますが、税法上は事前通知を行わない税務調査も規定されています。税務調査の対象期間は最大過去3年間に及びます。

なお、実際の税務調査では、不合理かつ恣意的な指摘が多く見受けられますので、信頼できる専門家に助言や代理交渉を依頼することを推奨致します。また、追徴課税や罰則時には必ず文書にて通達されるのが原則ですので、口頭ではなく文書にて正式に貰い受ける必要があります。

4 罰則規定

税務申告や納税の義務に違反した場合のペナルティとして以下の定めが存在しています（税法第74条）。

(1) 延滞

延滞額に対して1日あたり0.1%の利息が課されます。

(2) 過少申告、適切なインボイスの不発行

納付不足額の 20～60%の罰金が科されます。違反行為の回数を重ねるごとに罰金が重くなり、3 回目の違反時には営業停止処分の規定も存在しています。

(3) 無申告、税務調査の拒否など

税務当局の裁量により納税額を決定します。納付不足額の 30～100%の罰金が科されます。違反行為の回数を重ねるごとに罰則が厳しくなります。

第 19 章 貿易

1 輸出入規制

ラオス国内で物品の輸出入を行うためには、例えば、燃料の場合は商工省、金の輸入の場合には中央銀行のように、物品により関連省庁からの事前承認を受ける必要があります。輸出入禁止もしくは輸出入制限物品でない場合は、通関担当局より承認を受ければ輸出入が可能となります。また、通関手続きは、財務省が管轄しています。

輸出入禁止品目は、2011年5月25日付商工省公告（No.0973/MoIC.DIMEX）で定められており、安全保障、社会秩序、公衆道徳、人/動物/植物などの生命体、国宝あるいは天然資源、またはラオスが加盟している条約に定められた商品とされています。

輸入禁止物品例としては、有害化学物質、兵器、アヘン/芥子(ケシ)の種子/マリファナ等、破壊的漁業道具、猥褻物/メディア、紙幣用紙/インク/プリンター及び貨幣製造機などの品目を輸入禁止にしています。

輸出入許可が必要な品目については、2012年1月13日付工商業省輸出入局公告（No.0076/MoIC.DIMEX）に定められており、申請書、納税証明書、会社設立証明書、輸出入を必要とする旨を記した書類などをラオス政府(商工業省および商工省地方事務所)に提出し、許可を受ける必要があります。

輸出入許可が必要な品目例としては、三輪車を除く自動車、石油・ガス、丸太・樹幹・樹皮および材木、粳米・精米・半加工米、棒・条鋼および鉄鋼製品、セメント・モルタル・コンクリート、書籍・新聞・雑誌等、鉱物及び鉱物製品、(部品を含む)木材伐採機・チェーンソーなどの品目について許可取得を要求しています。

2 関税、付加価値税、物品税

(1) 関税

あらゆる種類の輸入品および輸出品には、原則として 5～40%（5、10、15、20、30 および 40%、6 段階）の関税が課されます。現在のラオスの関税品目表は、HS コードに基づくシステムであり、原材料および農業投入物に対しては 5%、10%の低関税率、奢侈品に対しては最高関税率となっています。ラオスの農業、工芸品および工業製品を保護するための目的で課されます。

なお、投資奨励法や経済特区内においては、優遇措置により減免されるケースがあります。投資奨励法の優遇措置内容は、第 3 章 4 節に記載があり、経済特区の優遇措置については、第 11 章 2 節に詳細が記載されています。

(2) 付加価値税

輸入取引の場合において、輸入通関時に、輸入者は 10%の付加価値税の納付が必要となります。ただし、原材料、化学品、固定資産として登録され、企業の生産活動に直接利用される機械・設備・資材のうち、ラオス国内で生産できない、あるいは国産品の品質が基準に満たないために輸入するものについては税率 0%となります (VAT 法第 16 条 2 項)。また、輸出時は基本的に付加価値税の納付は不要となります。

(3) 物品税

物品税は、特定商品および特定サービスに課される間接税です。輸入品にかかわる物品税は、輸入者が輸入通関のために通関書類を税関に提出する際に、申告、納付する必要があります (改正税法第 23 条)。

表 39 物品税の例

物品、サービス	税率
酒、アルコール	25～70%
タバコ	15～60%
化粧品	20%
家電製品	20%
二輪車	5～80%
四輪車	3～90%

出所：改正税法等によりジェトロビエンチャン事務所作成

表 40 二輪車、四輪車に対する物品税の例

	物品税		物品税
1,000cc 以下	25%	中型トラック (クリーン燃料)	5%
1,001～1,600cc	30%	小型トラック (化石燃料)	10%
1,601～2,000cc	35%	小型トラック(クリーン燃料)	5%
2,001～2,500cc	40%	車両部品	5%
2,501～3,000cc	45%	バイク部品	5%
3,001～4,000cc	70%	クリーンエネルギー使用バイク	5%
4,001～5,000cc	80%	バイク 110cc 以下	20%
5,001cc 以上	90%	バイク 111～150cc	30%
クリーンエネルギー 車両	10%	バイク 151～250cc	40%
大型トラック (化石燃料)	5%	バイク 251cc > 500cc	60%
大型トラック (クリーン燃料)	3%	バイク 501cc > 1,000cc	80%
中型トラック (化石燃料)	8%		

出所：ジェトロビエンチャン事務所作成

3 GSP 等の利用

(1) GSP の利用

一般特惠関税率 (Generalized System of Preference、以下「GSP」といいます) とは、開発途上国の経済発展および工業化を目的として、先進国が開発途上国から特定の鉱工業品・農産物を輸入する際に、最恵国待遇税率以下の関税率を適用する制度です。1970年に国連貿易開発会議 (UNCTAD) にて枠組み合意が成されています。ラオスは国連決議による後発開発途上国であるため、特別特惠受益国として一部例外品を除くすべての鉱工業品・農産品に対して、無税 (Duty-free) 無枠 (Quota-free) の優遇措置を受けます。当該制度を導入している国は、韓国、EU、スイス、カナダ、日本、アメリカ、トルコ、チェコ、ハンガリー、オーストラリア、ニュージーランド等となっています。

特惠関税の適用を受けるには、発給日より 1 年以内の特惠用原産地証明書 (Form A) を税関に提出する必要があります。ただし、原産地証明が不要となる場合があります (日本

の場合、課税価格の総額が 20 万円以下の物品および特例申告貨物)。原則として、第三国を通過せず輸入国に直送される物品のみが対象となりますが、第三国で荷降ろし・船積み・状態を保つための作業以外のいかなる作業も行わないもの、あるいは第三国の税関管理下におかれる物品については特惠措置の対象となります。

(2) ASEAN 共通効果特惠関税率の利用

ASEAN共通効果特惠関税率 (Common Effective Preferential Tariff: CEPT) は、ASEAN 自由貿易圏内の関税撤廃・非関税障壁の削減撤廃を目的に、1993年に導入された共通特惠関税率で、ラオスは2018年末までに対象品目の関税を撤廃、センシティブ品目・高度センシティブ品目の関税を5%以下に削減することを目標としています。2009年2月に署名されたASEAN物品貿易協定 (ASEAN Trade in Goods Agreement : ATIGA) において減免税スケジュールが規定されています。

先行アセアン6か国 (タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ) は2010年に対象物品の関税を撤廃済みであり、ラオスは2018年までに自由化が延期される約670品目 (全対象物品の約7%) を除いて対象物品の関税が撤廃される予定となっています。

(3) その他の自由貿易協定で個別に定められる税率の利用

上記以外に、ASEAN 対 ASEAN ダイアログ・パートナー、二国間貿易協定に基づく税率が適用されます。最近では、ラオスとベトナム間の二カ国貿易協定が発効し、ATIGA の 50% の関税率削減を行うこと、その他は 0%の関税とすることで合意しています(2015年3月改正、2016年2月発効)。

それ以外には、以下のような場合には関税が免除となります。

ア 国際機関などに関する免税

外交使節団に伴う物品および車輛、ラオス外務省が認めた国際機関、国際NGO、プロジェクトに従事する国際専門家が使用する物品および車輛の輸入は免税となります。ただし、上記の物品および車輛ともに、業務終了後はラオスから再輸出しなければなりません。

イ 一般的な免税

旅行者の私物、海外での用務を終えた学生・公務員・外交官およびラオスに永住の意思がある外国人が持ち込む特定の物品、海外要人の訪問団からの贈呈品、無償援助資金およ

び借款により得た物品、教育・健康・科学的調査に不可欠な物品調査サンプル・宗教的物
品、国家防衛および公共の安全に用いられる特別な物品は免税となります。

ウ 投資に関する免税

- ・ 投資促進政策において対象となる物品（詳細は、第3章4節に記載しています。）
- ・ 経済特区へ輸入・経済特区から輸出される物品（詳細は第11章2節に記載しています。）
- ・ 免税店で販売される物品の輸出入にかかわる関税は免税あるいは減税される。
ただし、経済特区で生産された物品のうち、ラオス国内で流通・消費されるものは課税対象となります。

4 原産地証明書の取得

原産地証明書は、商工省輸出入局にて発給を受けることができます。手続きの流れは、以下のとおりです。

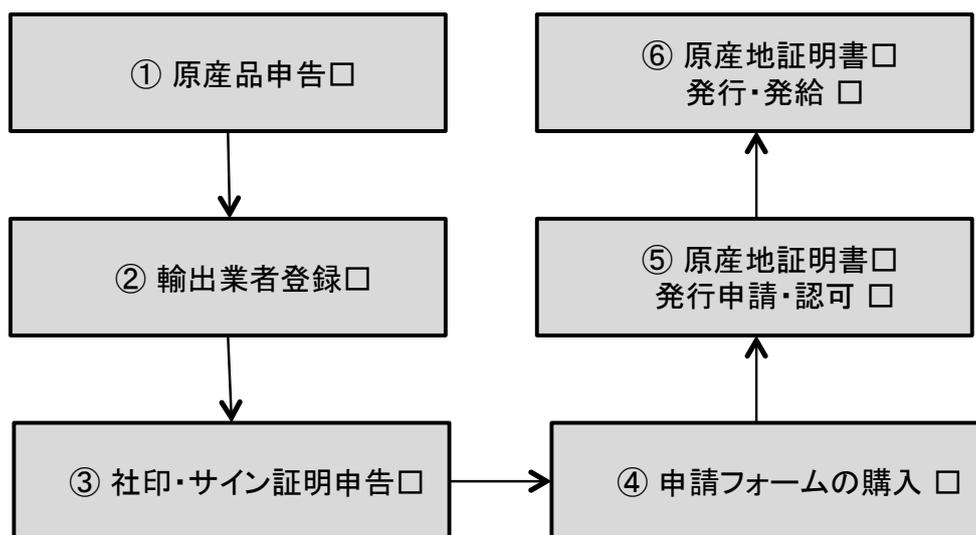


図 6 原産地証明書の取得手続き

ジェトロビエンチャン事務所作成

① 原産品申告

品目と 6 桁の関税コードを申告し原産地証明書が発行可能かどうかを審査

② 輸出業者登録（工場査察、覚書作成）

業者は下記書類を提出し、1 週間以内に商工省による工場監査を実施。

- ・ 申請書
- ・ Export Invoice

- ・ Cost Statement
- ・ 生産工程表
- ・ 原料輸入に関する書類（CO、Import Invoice、輸入関税申告書）
工場監査後、覚書を作成

③ 社印・サイン証明を申告

- ・ 外国投資ライセンス、企業登録証、税務登録証、工場建設許可証、
工場操業許可証
- ・ 輸出計画、原料輸入計画
- ・ 社印・サイン証明書

※①から③の手続きは、実務上、約 2 年に 1 度程度、その他必要な場合に実施されます。

④ 申請フォーム購入

1 セット（3 枚つづり 1 回分） 10,000 キープ、最大 30 セットまで購入可能

⑤ 原産地証明書発行申請・認可

- ・ 商品の写真
- ・ Export Invoice
- ・ 関税申告書（Custom Declaration）
- ・ バランスシート（Balance Sheet）
- ・ 各種書類（Cost Statement、生産工程表、関連省庁からの輸出許可証（必要な場合））
- ・ 原材料輸入書類（Invoice, Custom Declaration）の写し
- ・ 原料輸入書類オリジナルと原料使用履歴

⑥ 輸出入局からの原産地証明書の発給

手数料は以下のとおりとなっています。

- ・ 10,000 ドル以下 40,000 キープ
- ・ 10,001～30,000 ドル 60,000 キープ
- ・ 30,001～60,000 ドル 80,000 キープ
- ・ 60,001 ドル以上 100,000 キープ

5 関税率の調べ方

物品の関税率を確認に関しては、以下の方法があります。

(1) ラオスへの輸入の場合

ア 監督省庁への問い合わせ

問い合わせ先は、以下のとおりです。

<財務省関税局法務課>

Legal Division, General Customs Department, Ministry of Finance

住所：Lanexang Avenue, Vientiane Capital, Lao PDR

Tel：(+856)-(0)21-285-294

イ ウェブサイト上での確認

- ・ 一般関税率の確認

商工省輸出入局のウェブサイト「LAO PDR Trade Portal」では、HS コードおよび輸入財名から輸入関税率の検索が可能となっています。URL は、以下のとおりです。

<http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/index>

- ・ ATIGA(ASEAN 自由貿易協定 (AFTA) の物品貿易に関する協定)

ラオスにおける関税率表は以下のサイトで確認できます。

<http://www.asean.org/storage/images/2015/september/tarifs-schedule/Annex%20%20Tariff%20Schedules%20-%20Lao%20PDR%20AHTN%202012%202016-2018.pdf>

- ・ AJCEP (日・ASEAN 包括的経済連携協定)

関税率は、以下のウェブサイトから確認可能です。

<http://www.laotradeportal.gov.la/kcfinder/upload/files/AJ-Laos.pdf>

- ・ ラオス-ベトナム 二カ国間 FTA

関税率は、以下のウェブサイトから確認可能です。

<http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/display&id=744>

(2) ラオスからの輸出の場合

ウェブサイト上での確認方法は、以下のとおりです。

- ・ ラオスから日本への輸出関税

日本の関税局の実行関税率表の最新版は以下のウェブサイトから確認可能です。関税率表の中の GSP や特別特恵 LDC 欄、アセアン欄を確認下さい。

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

- ・ ラオスからアセアン諸国への輸出（ATIGA 利用の場合）

下記 URL のアセアンポータルサイトにて貿易相手国の関税率表を確認ができます。

http://www.asean.org/?static_post=annex-2-tariff-schedules

第20章 環境保全

ラオスは森林資源、鉱物資源や水資源に恵まれた国です。2020年には、そのような資源を有効利用し、後発開発途上国から脱却することが大きな目標となっています。過度な資源開発は大きく環境に悪影響を与える可能性があるため、ラオスでは徐々に環境関連の法令が整備されはじめています。

1 ラオス環境規制概要

ラオスの環境関連の主な法律は、水および水資源法(1996)、土地法(1997)、鉱業法(1997)、電力法(1997)、など資源利用・開発に関する法律が相次いで公布され、1999年には環境保護法が、2007年には森林法が公布されています。

2011年には、天然資源環境省が設立されています。既存の環境行政を一元化し、2012年には新たに気候変動局と森林資源管理局を創設しています。また、環境アセスメントについては、2000年10月3日付環境影響評価規則(1770/STEA)を制定し、環境影響評価(EIA)の手続きを定めています。

その後、2010年に環境影響評価に関する首相令(No.112/PM)が公布されており、2012年12月18日には、改正環境保全法が公布されています。

2 大気汚染規制

天然資源環境省内の水資源環境局では大気汚染基準を設けており、年に数回モニタリングを実施しています。最近では、2009年10月14日付工場加工工場から排出される排気基準に関する大臣合意(No2062/MCI)が公布されています。同合意第3条によれば、工業加工工場からの排出基準は、以下の表の基準値を超えてはならないと規定されています。

表 41 排気基準一覧

番号	項目	単位	排出源	基準値	
				燃焼 なし	燃焼 あり
1	粉じん-TSP	mg/m ³	ア) 燃料燃焼		
			-ガソリン、原油	—	300
			-石炭	—	400
			-植物由来の燃料、廃タイヤ等	—	400
			-その他の燃料	—	400
イ) 鋳造、粉砕、アルミニウム製造	360	300			
ウ) 一般製造	460	400			
2	アンチモン/Sb	mg/m ³	一般製造	24	20
3	砒素/As	mg/m ³	一般製造	24	20
4	銅/Cu	mg/m ³	一般製造	36	30
5	鉛/Pb	mg/m ³	一般製造	36	30
6	水銀/Hg	mg/m ³	一般製造	3.6	3
7	塩素/Cl	mg/m ³	一般製造	36	30
8	塩化水素/HCl	mg/m ³	一般製造	250	200
9	硫酸/H ₂ SO ₄	ppm	一般製造	25	—
10	硫化水素/H ₂ S	ppm	一般製造	100	—
11	一酸化炭素/CO	ppm	一般製造	870	—
12	二酸化硫黄 /SO ₂	ppm	ア) 燃料燃焼		
			-ガソリン、原油	—	950
			-石炭	—	700
			-植物由来の燃料、廃タイヤ等	—	50
			-その他の燃料	—	50
イ) 一般製造	500				
13	窒素酸化物 /NO _x	ppm	ア) 燃料燃焼		
			-ガソリン、原油	—	200
			-石炭	—	400
			-農工業製品の原料	—	200
			-その他の燃料	—	200
14	キシレン	ppm	一般製造	200	—
15	クレゾール	ppm	一般製造	5	—

出所：排気基準に関する大臣合意よりジェットロビエンチャン事務所作成

3 水質、排水規制

ラオスの水質および排水規制については、2009年12月7日付国家環境基準に関する合意（No2734/PMO）で規定されています。同合意第5条によれば一般工場および特殊工場における基準は以下の表の基準値を超えてはならないと規定されています。

表 42 一般工場における排水基準

項目	単位	基準値 (以下)
生物化学的酸素要求量/BOD5	mg/l	30.0
アンモニア性窒素	mg/l	4.0
総浮遊物質量/TSS	mg/l	30
PH	mg/l	6-9.5
全溶解固形物/TDS	mg/l	3,500
フェノール	mg/l	0.3
リン酸	mg/l	1.0
銀	mg/l	0.1
亜鉛	mg/l	1.0
硫化物	mg/l	1.0
遊離塩素	mg/l	1.0
塩素	mg/l	500
鉄	mg/l	2.0
フッ化物	mg/l	15
シアン化物	mg/l	0.1
銅	mg/l	0.5
スズ	mg/l	0.2
油脂分	mg/l	5
ニッケル	mg/l	0.2
水銀	mg/l	0.005
マンガン	mg/l	1.0
ひ素	mg/l	0.25
バリウム	mg/l	1.0
カドニウム	mg/l	0.03
6価クロム	mg/l	0.1
総クロム	mg/l	0.5

出所：国家環境基準に関する合意よりジェトロピエンチャン事務所作成

無機系廃水工場の基準値は以下のとおりとなっています。

表 43 特殊な工場における高濃度の有機系排水工場の基準値一覧

工場	項目		
	生物化学的酸素 要求量	総浮遊物質量	PH
魚の缶詰	40	50	6～9.5
ビール	30	30	6～9.5
でん粉	70	80	6～9.5
製革	40	40	6～9.5
塗料	40	40	6～9.5
製菓	40	40	6～9.5

出所：国家環境基準に関する合意よりジェトロビエンチャン事務所作成

表 44 無機系排水工場の基準値一覧

項目	単位	基準値 (以下)
PH		6～9.5
亜鉛	mg/l	5.0
シアン化物	mg/l	0.2
総浮遊物質量/TSS	mg/l	30
6 価クロム	mg/l	0.3
総クロム	mg/l	2.0
ニッケル	mg/l	0.2
銅	mg/l	1.0

出所：国家環境基準に関する合意よりジェトロビエンチャン事務所作成

4 廃棄物処理規制

ラオスでの廃棄物の処理規制については、2012年3月20日付工業工場の廃棄物管理に関する商工大臣の合意（No 0555）が存在しています。その中では、廃棄物の種類、分類方法や保管および管理方法などについて、規定しています。

同合意第3章では、廃棄物の保管方法として、工場内に適正に保管できる容器を設置、

種類ごとに厳密に分別されなければならない、と規定されています。また、容器は破損、漏れが生じない程度の強度を有し、廃棄物質の種類ごとに色分けし、中身が明確にわかるラベル表示をしなければならないと規定しています。

また、産業廃棄物の保管場所については、工場内には適正に保管できる場所を確保しなければならない。保管場所については、種類ごとに分別して保管できる広い土地、運搬に支障が出ない立地、周囲を塀で囲む、トタン屋根などで覆う必要があり、また、危険等の注意書きの設置、火災対策をしなくてはならないと規定されています（同合意第7条）。

工場の敷地が狭いあるいは工場敷地内に保管場所を確保することができない業者においても同様に環境および社会に悪影響が及ばないように、規定に則って責任をもって適切に管理しなければならないと規定しています（同合意第7条）。

その他、廃棄物の保管、収集、移動等についても同合意の中で定められています。

5 騒音規制

騒音に関する規制については、2009年10月14日付工場の騒音規制基準に関する商工大臣合意（No2063/MCI）が存在しています。同合意第3条によれば、工場・事業場における騒音規制基準値は、次の表の値以下である必要があります。

表 45 騒音規制基準一覧

番号	基準値（以下）	単位	労働時間
1	80	デシベル	24 時間
2	85	デシベル	8 時間
3	88	デシベル	4 時間
4	91	デシベル	2 時間
5	94	デシベル	1 時間
6	97	デシベル	30 分
7	100	デシベル	15 分
8	103	デシベル	7.5 分
9	106	デシベル	4 分

出所：工場の騒音規制基準に関する商工大臣合意よりジェトロビエンチャン事務所作成

また、第4条では、工場敷地外で発生した騒音は以下に規定する基準値を超えてはならないと定められています。

- ア) 日中における工場から発生する最大騒音値は 70 デシベル以下でなければならない。
- イ) 夜間における工場から発生する最大騒音値は 55 デシベル以下でなければならない。

6 環境影響評価 (EIA)

ラオスでの環境評価 (以下、「EIA」といいます。) は、天然資源環境省内の環境社会的影響評価局が EIA の基準設定や手続き、評価等を監督しています。2010 年 2 月 16 日に各種投資事業における環境影響評価を規定した全 42 条で構成される環境影響評価に関する首相令 (No.112/PM) が公布されています。

本首相令の特色としては、①住民参加が義務付けられ、EIA の簡易版といえる初期環境影響評価においても影響住民との協議が必要であること (第 2 章第 7 条、8 条)、②環境影響評価における分類 (第 1 類、第 2 類) が明確化されたこと (第 6 条)。③水力発電事業、鉱業についての条項が含まれたこと、④EIA 取得プロセスが複雑になり、95~120 日公用日を要するようになったこと (第 15 条) などが挙げられます。また、⑤これまで認められてきた自社による初期環境評価および環境評価の作成が認められなくなり、天然資源環境省に登録されている環境コンサルタント会社が実施しなければならないとされた (第 4 条) ことが大きな点となっています。

また、2010 年 3 月 12 日には旧水資源管理庁 (現天然資源管理省) から初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リストの受理と交付に関する合意 (No.697/PMO.WREA) による分類リストが発表されています。具体的な手続きや必要書類は、管轄当局などにご確認頂くことを推奨致します。

表 46 2010年3月12日付 初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リストの受理と交付
に関する合意 (No.697/PMO.WREA) による分類リスト

投資事業		第1類	第2類
		IEEが必要	EIAが必要
I.エネルギー資源開発事業			
1.1	水力発電ダム建設	15MW以下、貯水2億立 米以下、貯水面1500ha 以下	15MW以上、貯水2億立 米以上、貯水面1500ha 以上
1.2	原子力発電事業		あらゆる事業
1.3	天然ガスによる発電事業	5-50MW	50MW以上
1.4	火力発電事業	10MW以下	10MW以上
1.5	原油・天然ガスパイプライン事業		あらゆる事業
1.6	原油精製事業		あらゆる事業
1.7	高電圧送電事業		
1.7.1	高電圧送電事業 230kv以下	50km以下	50km以上
1.7.2	高電圧送電事業 230kv以上	あらゆる事業	
1.7.3	変圧所	10ha以下	10ha以上
II.農林業セクターへの投資事業			
2.1	工業植林事業	20-300ha	300ha以上
2.2	工芸作物事業	20-500ha	500ha以上
2.3	灌漑建設事業	100-2000ha	2000ha以上
2.4	大型家畜飼育事業(牛、水牛、馬、その他)	500頭以上	
2.5	家禽類飼育事業	1000匹以上	
2.6	豚飼育事業	200頭以上	
2.7	池での養魚、水棲動物飼育事業	10ha以上	
2.8	河川での養魚、水棲動物ゲージ飼育事業	300m ² 以上	
2.9	ワニ飼育事業	100匹以上	

Ⅲ.加工工業セクターへの投資事業			
3.1	肉、肉製品の生産、加工、保存	20トン/日以下	20トン/日以上
3.2	魚、魚製品の加工や保存	20トン/日以下	20トン/日以上
3.3	野菜、果物の加工や保存	あらゆる事業	
3.4	あらゆる乳業に関する工場	40トン/日以下	40トン/日以上
3.5	製粉や関連製品事工場	50-100トン/日	100トン/日以上
3.6	飼料に関する工場	あらゆる事業	
3.7	砂糖に関する工場	50トン/日以下	50トン/日以上
3.8	マカロニ、麺、米麺、カオプン、製粉製品工	1トン/日以上	
3.9	酒類、ビール製造工場	あらゆる事業	
3.10	アルコール、ソーダ、鉱物を含まない飲料水工場	あらゆる事業	
3.11	飲料水工場	あらゆる事業	
3.12	タバコ生産工場	あらゆる事業	
3.13	工業紡績工場	あらゆる事業	
3.14	衣服、縫製、毛皮染色工場	あらゆる事業	
3.15	皮のなめし工場	あらゆる事業	
3.16	バック、カバン製造関連工場	年間100万個以下	年間100万個以上
3.17	革靴工場	年間100万足以下	年間100万足以上
3.18	木製品、ラタン、ワラ、工芸品工場	あらゆる事業	
3.19	製材工場	年間10万平米以下	年間10万平米以上
3.20	製紙、ダンボール工場	50トン/日以下	50トン/日以上
3.21	印刷工場	あらゆる事業	
3.22	化石燃料関連工場		あらゆる事業
3.23	化学製品関連工場、	年間500トン以下	年間500トン以上
3.24	農薬製品工場		あらゆる事業
3.25	製薬、生薬関連工場	年間500トン以下	年間500トン以上
3.26	石鹼、粉石鹼、衛生品、香水、化粧品	10トン/日以下	10トン/日以上
3.27	化学肥料製造工場		あらゆる事業
3.28	ゴム、天然ゴム関連工場	100-300トン/日	300トン/日
3.29	プラスチック関連工場	年間500トン以下	年間500トン以上
3.30	ガラス関連工場	あらゆる事業	
3.31	非金属鉱物製品関連工場	あらゆる事業	
3.32	セメント、石灰、プaster関連工場	30トン/時間以下	30トン/時間以上
3.33	鉄、加工鉄関連工場	120トン/日以下	120トン/日以上
3.34	鉄ではない、金属加工関連工場	50トン/日以下	50トン/日以上
3.35	鉄の精錬工場	50トン/日以下	50トン/日以上
3.36	鉄以外の金属精錬工場	あらゆる事業	
3.37	タンク、金属槽生産関連工場	あらゆる事業	
3.38	変圧器関連工場	あらゆる事業	
3.39	家庭内消費物に関連する工場	あらゆる事業	
3.40	事務所、経理、PC関連工場	あらゆる事業	
3.41	電化製品関連工場	年間100トン以下	年間100トン以上
3.42	バッテリー、電池製造工場	あらゆる事業	
3.43	ラジオ、TV、受信機関連工場	あらゆる事業	
3.44	医療品、測定器、時計関連工場	あらゆる事業	
3.45	乗用車、台車、セミトレーラー組み立て工場	あらゆる事業	
3.46	車両およびエンジン部品関連工場	年間1000トン以下	年間1000トン以上
3.47	自転車、車椅子生産工場	年間1万台以下	年間1万台以上
3.48	家具関連工場	年間1万個以下	年間1万個以上
3.49	危険でない廃棄物保管	あらゆる事業	
3.50	危険な廃棄物の分別		あらゆる事業
3.51	廃棄物の再生や管理サービス		あらゆる事業
3.52	上水道工場	あらゆる事業	

IV.インフラ・サービスセクターへの投資事業			
4.1	公共に影響をもたらす池、河川、水路の埋め立て事業		あらゆる事業
4.2	ニュータウン建設事業	50室以上	
4.3	ゴルフ場建設事業	9ホール	
4.4	総合競技場建設事業		あらゆる事業
4.5	ガソリン備蓄庫建設事業	600-60000/バレル	
4.6	工業区建設開発事業		あらゆる事業
4.7	経済特区建設開発事業		あらゆる事業
4.8	排水路建設事業	あらゆる事業	
4.9	町、病院、工業工場からの廃水処理場建設事業		あらゆる事業
4.10	森林区(保全林、保護林、生産林)や道路のない生物保護区を越える建設事業		あらゆる事業
4.11	鉄道建設事業		100km以上
4.12	新道路建設事業(国道、県道、郡道、地方道、特別道)		あらゆる事業
4.13	国道、県道、郡道、地方道、特別道のアップグレード	あらゆる事業	
4.14	国道、県道、郡道、地方道、特別道の修復	あらゆる事業	
4.15	滑走路のある空港建設事業	1000-2500M	2500M以上
4.16	病院建設事業	100床以下	100床以上
4.17	河川沿いのホテル、リゾート建設事業	80室以下	80室以上
4.18	総合ホテル建設事業	50HA以下	50HA以上
4.19	国家保全地内の観光、休養地開発事業		あらゆる事業
4.20	廃棄物リサイクル工場建設		あらゆる事業
4.21	廃棄物焼却炉建設事業		あらゆる事業
4.22	各種廃棄物焼却炉建設事業		あらゆる事業
4.23	自然保護区、生物多様性保護区、歴史保存区、文化区、地方政府により認可された区の一部もしくは全てを使用する事業		
4.24	通信ネットワーク建設事業		
4.25	水運事業(河川船舶輸送)	200トン以下	200トン以上
4.26	船着き場事業		
4.26.1	乗客用船着場	500トン以下(船の重量を含まない)	500トン以上
4.26.2	商品用船着場	500トン以下(船の重量を含まない)	500トン以上
4.26.3	化学品、ガソリン、岩石等の危険物用船着		あらゆる事業
4.27	土砂区連れ防止事業		1km以上
4.28	一般ごみ最終処分場建設事業	50ha以下	50ha以上
4.29	危険ごみ最終処分場建設事業		あらゆる事業
4.30	工業ごみ最終処分場建設事業		あらゆる事業
V.鉱物セクターへの投資事業			
5.1	工業、農業、都市へ供給する地下水使用	4500m3/日以下	4500m3/日以上
5.2	河川の石、砂の採取事業	1000-50000m3/日	50000m3/日以上
5.3	石の掘削粉碎事業	50トン/日以下	50トン/日以上
5.4	地表面の建築用資材(土、石、砂)の採集事業	10万m3/日以下	10万m3/日以上
5.5	化学薬品を使用しない鉱物の採掘事業		あらゆる事業
5.6	危険な化学薬品を使用する鉱物の採掘事業		あらゆる事業
5.7	鉱物加工事業	5万トン/年以下	5万トン/年以上
5.8	地下水くみ上げ事業		5000m3/日以上
5.9	地表水利用事業		10000m3/日以上
5.10	飲料消費のための自然鉱物水利用事業(地表水、地下水)		1000m3/日以上
5.11	水浴び、休養、保養のための自然鉱物水利用事業(地表水、地下水)		500m3/日以上
5.12	化学薬品を使用する鉱物の採掘事業		あらゆる事業
5.13	ガソリン、天然ガス採掘事業		あらゆる事業

出所：初期環境評価および環境評価実施が必要な投資事業リストの受理と交付に関する合意よりジェットロビエンチャン事務所作成

不許複製
禁無斷轉載

©JETRO 2016 非売品